

●令和4年度の「すこやか宇城っ子プラン」進捗報告をとりまとめました。変更点については、**赤文字**、**青文字**で記入してあります。  
会議当日までに、ご一読ください。なお、質問がある方は、別添「質問票」を期限までにご提出ください。  
**赤文字**・・・令和4年度見込み（前年度3月会議）  
**青文字**・・・令和4年度実績（令和5年度第1回会議資料）

令和4年度「宇城市次世代育成支援行動計画」進捗状況一覧表 資料1

| すこやか宇城っ子プラン<br>該当ページ | No. | 施策名                         | 取組内容                                                                                                                                                                                         | 関連事業名・取組名                   | 左記概要                                                                                                                                                                                                                  | 4年度の実績<br>(進捗状況等)                                                                                                                                                                | 4年度の実績<br>(実績値)                                                              | 現状と課題                                                                                                                                                                 | 3年度から6年度の取り組み内容                                                                           | 令和6年度目標値                                                                 | 担当課                   |
|----------------------|-----|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 28                   | 1   | 児童虐待防止等に向けた体制の充実            | 子育てに関する相談については、乳幼児期や学齢期など、各年代に対応した相談体制を整備し、育児不安の軽減及び養育環境の改善等を支援します。また、児童虐待及びDV（ドメスティックバイオレンス）に対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携して対応するため、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会による会議等を実施し、児童虐待等の予防及び早期発見に努めます。   | 宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会     | 関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を開催。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報共有や支援策の検討を行っている。                                                                                                                                     | 関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議は、新型コロナウイルス感染が収まったため対面にて開催。なお、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報共有や支援策の検討を行った。                                                                           | 代表者会議2回<br>実務者会議12回<br>個別会議 104回                                             | 関係機関との連携方法について、引き続き研修等で周知する必要がある。                                                                                                                                     | 今後も代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議などで連携方法の周知を図る。                                                    |                                                                          | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
|                      |     |                             |                                                                                                                                                                                              | 宇城市子ども家庭総合支援拠点事業            | 市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に相談等の子ども家庭支援全般に係る業務のほか、要保護児童等及び特定妊婦等への支援業務、関係機関との連携調整などの業務を担う。                                                                                                                            | 子どもに関する相談等の子ども家庭支援全般に係る業務のほか、要保護児童等及び特定妊婦等への支援業務、関係機関との連携調整などの業務を実施した。                                                                                                           |                                                                              | 社会情勢の変化により相談内容も複雑化してきているため、相談担当者の専門性の向上が求められる。                                                                                                                        | 今後も相談担当者の専門性向上のため、積極的に研修等への参加を図る。<br>令和5年度より、こどもセンターを設置し、子育て世代包括支援センター機能と一体化した相談支援体制を整える。 |                                                                          | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
|                      |     |                             |                                                                                                                                                                                              | こども相談室（家庭児童相談、子育て相談）        | 家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、児童に関する相談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必要に応じて専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら幅広く子育て支援を行っている。                                                                                                           | 家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、子どもに関する相談等の対応や関係機関と連携してケース支援を行った。                                                                                                                        |                                                                              | 社会情勢の変化により相談内容も複雑化してきているため、相談担当者の専門性の向上が求められる。                                                                                                                        | 今後も相談担当者の専門性向上のため、積極的に研修等への参加を図る。                                                         |                                                                          | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
| 28～29                | 2   | 「児童の権利に関する条約」の普及促進          | 子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体としてとらえることが重要であり、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、市民意識の高揚を図ります。<br>また、学校においては、児童会や生徒会で児童生徒の意見を集約し、その意見を取り入れ、児童生徒自ら発表する場を設けます。                                            |                             |                                                                                                                                                                                                                       | 児童会や生徒会で児童生徒が自ら発表する場を設けた。                                                                                                                                                        |                                                                              | 学校においては、児童・生徒会活動が児童生徒自らがよりよい学校生活づくりに参画し、自発的に話し合い、共同して実践する機会となっている。                                                                                                    | 継続して取り組む                                                                                  |                                                                          | 教育総務課                 |
| 29                   | 3   | いじめの解消・解決                   | 児童生徒一人ひとりを大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を教職員全員がもち、保護者やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった第三者機関と密に連携し、いじめの解消・解決を図ります。                                         | 宇城市子ども安心コール                 | 児童や生徒からの悩み相談、子育てについての保護者や家族からの相談を、生涯学習課の指導員が受け付けている。<br>電話：月から金 午前9時から午後5時<br>メール、相談フォームでは24時間365日受け付けている。                                                                                                            | 相談件数：受理件数10件（相談回数20回）                                                                                                                                                            | 相談件数：受理件数10件（相談回数20回）                                                        | 年度当初に青少年教育指導員、人権教育指導員とともに市内の小中学校を訪問し、児童生徒及び保護者への周知依頼を行っている。本年度は受理件数10件（相談回数20回）。課内での対応を随時検討するとともに、必要に応じて専門機関との連携をとる体制を整えている。                                          | 現状を維持する。                                                                                  | 周知率100%                                                                  | 生涯学習課                 |
| 29                   | 4   | スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの充実 | 生徒の思春期における様々な心の問題にも対応できるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、支援体制の充実を図ります。                                                                                                                          |                             |                                                                                                                                                                                                                       | 中学校2校を拠点校とし、スクールカウンセラーを配置している。また、宇城教育事務所のスクールソーシャルワーカーも活用し、連携を図っている。                                                                                                             | スクールカウンセラーの活用実績<br>小学校児童 87人<br>中学校生徒 94人                                    | 児童生徒へのカウンセリングの他、保護者や教師への専門的な助言、会議の参加等の取組を行っている。勤務日数・時間に制限があり、臨機応変な対応が難しい。                                                                                             | 現状維持                                                                                      | 周知率100%                                                                  | 生涯学習課                 |
| 29                   | 5   | 不登校、不登校児童生徒への対応の充実          | 適応指導教室における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校及び不登校児童・生徒の学校及び学級復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。また、家庭に引きこもっている不登校児童・生徒に対しては、教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、適応指導教室への通室や学校復帰を支援します。                                      | ①適応指導教室「宇城っ子ネット」<br>②教育相談事業 | ①不登校、不登校の状態にある子どもに対して、個別に学習、生活の場を提供し、対人関係や集団生活への適応を高め、関係者と連携を保ちながら、学校や学級生活への復帰を促す。<br>②心理的な要因やいじめ等により、不登校の状態又は傾向にある子どもに対し、「教育相談員」を配置し、相談活動等を行うことにより、学校復帰を支援し、子どもの社会的自立に資することを目的とする。<br>※教育相談員関連業務：適応指導教室・不登校対策・特別支援教育 | 適応指導教室「宇城っ子ネット」は、本年度4月8日に開級し多くの児童・生徒の参加があった。学習をはじめ創作活動やスポーツ、体験学習等の活動を行い、指導員等との交流を通して対人関係や集団生活への適応力を身に付け、学校への出席日数が増えている子どももいる。状態が上下しながらも継続した適応指導教室への通室や学校復帰を目指している状況である。          | 今年度3月現在「宇城っ子ネット」に参加している児童・生徒数（小）3人（中）13人                                     | 年度当初5人だった入室者が年度末には16人となった。学校における不登校の理由もさまざまで、不登校児童生徒に対する支援へのニーズは高い。各学校においても保護者との連携やスクールカウンセラー等の活用など不登校解消の取組を行っているが、「宇城っ子ネット」への入室相談も多く支援員の増員或いは各学校に相談員を配置するなど検討が必要である。 | 入室者数に応じた指導員数を確保するとともに、相談業務や学校支援業務などの拡充検討が必要。                                              |                                                                          | 教育総務課                 |
| 30                   | 6   | 道徳教育の充実                     | 「自分で課題を見つける力」、「自ら学び、自ら考える力」、「意欲をもって活動し、よりよく問題を解決できる力」等の「生きる力」を育むために、道徳教育、福祉教育、人権教育などの充実による実践力の育成を図ります。さらに、道徳の教科化にともない、「熊本の心」などの教材を活用し、1人1人が多角的に考え、判断し、適切に行動するための資質・能力を身につけられるよう教育内容の充実を図ります。 |                             |                                                                                                                                                                                                                       | 「心の教育」を推進するために道徳科の時間を中心として、子どもたちに豊かな心を育むための教育活動に取り組んでいる。また、県の「水俣に学ぶ肥後っ子教室」事業を利用し、小学校5年生が水俣市を訪問し語り部講話を受講するなどの学習にとりくんだ。                                                            | 小学校全12校実施                                                                    | 心のきずなを深めるための事業や、水俣に学ぶ肥後っ子教室、学校版環境ISOコンクールへの取組みなと、様々な教育活動に取り組む。                                                                                                        | 現状維持                                                                                      |                                                                          | 教育総務課                 |
| 31～32                | 1   | 食育の推進                       | 心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、子どもが「さしより野菜」をはじめとする食に関する知識を習得するとともに、食を選択し、野菜を食べることを習慣化できるように啓発に取り組みます。また、食育推進計画に基づき、関係機関等と連携しながら、子どもたちのライフステージに応じた食育、及び保護者世代に対しての食育推進にも力を注ぎます。                          | 「栄養指導」                      | 母子健康手帳交付、各乳幼児健診、離乳食教室などで栄養指導を行う。                                                                                                                                                                                      | 離乳食教室は講話のみで、6回(参加40組)、支援センターや子育てひろばへ出向いての食育活動2回。母子手帳交付では、年度途中より栄養の集団指導を行った。                                                                                                      | 朝食を毎日食べる3歳児の割合 89.4%<br>夜9時台までに寝る3歳児の割合 86.4%                                | 学校等での食育活動については、食生活改善推進員協議会などと協力して行っている。また、食育推進会議の中で食育ネットワークを推進しており、より連携・協力できる体制づくりを行っている。                                                                             | 第2次宇城市食育推進計画に基づき、ライフステージに応じた食育活動を推進していく。また、今後「さしより野菜」事業で更に関係機関との連携を図っていく。                 |                                                                          | 健康づくり推進課              |
| 32                   | 2   | 乳幼児健康診査の充実                  | 各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な援助を行います。                                                                                                                                  | 「乳幼児健康診査」                   | 乳幼児の健やかな育児の確認と母親の育児不安の支援のため、4か月、7か月、1歳6か月、3歳児の健診を行う。                                                                                                                                                                  | 各種乳幼児健康診査は、母子保健推進員による通知配布と受診勧奨の他、欠席者へは電話による受診勧奨や再通知を通し受診率向上に向け取り組んでいる。未受診者については、訪問等で状況を把握している。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行い実施した。                                                         | 乳幼児健康診査の受診率<br>→（4か月児）97.8%<br>→（7か月児）99.5%<br>→（1歳6か月児）91.5%<br>→（3歳児）91.8% | 乳幼児健診の受診率はいずれも90%を超える高い受診率ではあるが、目標値の100%にはならなかった。未受診者については、各地区担当保健師による状況把握、保育園等との連携を行っている。                                                                            | 今後も同様の取り組みを行う。                                                                            | 乳幼児健康診査の受診率<br>→（4か月児）100%<br>→（7か月児）100%<br>→（1歳6か月児）100%<br>→（3歳児）100% | 健康づくり推進課              |
| 32                   | 3   | 予防接種の推進                     | すべての子どもが正しい知識のもと、安全に計画的に予防接種を受けられるよう各種健康診査や健康相談等により、予防接種の意義や重要性、受け方などについて正確な情報を提供します。また、法改正に伴う変更については、適切な時期に広報や個人通知により情報提供していきます。                                                            | 「2か月児訪問」                    | 出生後2か月ころまでに全対象児の訪問を実施する。                                                                                                                                                                                              | 2か月児訪問を全対象者に実施し、予防票セットの配布及び複雑化する予防接種に関する保健指導を行い。各種健康診査・健康相談・健康教育・広報・個人通知等で接種勧奨した。<br>また、令和4年度より、積極的勧奨を差し控えていた子宮頸がんワクチン接種が再開となり、対象者及びこれまで接種機会を逃したキャッチアップ制度の対象者に個別通知を行い、接種率向上に努めた。 | 予防接種法に定められた定期接種の推進実施、2か月児訪問回数 367人                                           | すべての2か月児に対し、家庭訪問等で予防接種に関する情報の提供と保健指導を実施している。複雑化する予防接種を安全に計画的に受けられるよう、今後も保護者、医療関係者、行政職員の予防接種に関する知識を更に深めていく必要がある。                                                       | 今後も同様の取り組みを行う。                                                                            |                                                                          | 健康づくり推進課              |

| すこやか宇城っ子プラン<br>該当ページ | No. | 施策名                          | 取組内容                                                                                                                                                                | 関連事業名・取組名                                  | 左記概要                                                                                                                                                           | 4年度の実績<br>(進捗状況等)                                                                                                                                                                                                                            | 4年度の実績<br>(実績値)                                                                                                                                                                   | 現状と課題                                                                                                                                                     | 3年度から6年度の取り組み内容                                                                                                        | 令和6年度目標値                                                                                        | 担当課      |
|----------------------|-----|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 32～33                | 4   | 歯の健康づくりの充実                   | 各種歯科健康診査時のフッ素塗布や保育施設でのフッ素洗口を実施することにより、歯質面の強化を図るとともに、健康診査時や保育施設でのブラッシング指導や健康教室を通し、むし歯予防の知識の普及とブラッシングの習慣化に向け歯の健康づくりを支援します。                                            | ①「歯科保健事業」<br>②熊本県むし歯予防対策事業（宇城市小中学校フッ素洗口事業） | ①1歳半、2歳、3歳児で歯科健診及びフッ素塗布、歯科衛生士による歯科指導を行う。市内保育園、幼稚園に通う年中児、年長児に対し、フッ化物洗口を行う。<br>②子どものむし歯予防対策として、「フッ素洗口」を小中学校の児童生徒に対し、実施することにより、歯質を強化し、むし歯を減少させることを目的とする。          | 母子健康手帳交付時から歯科保健に関する指導を実施している。7か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健康診査にてブラッシング指導、健康教育、フッ素塗布を実施し、年齢に応じた歯磨き指導の為に歯科相談を行った。<br>宇城市内の全保育施設で年1回の幼児歯科教室及び、通年年中・年長児を対象としたフッ化物洗口を実施している。また小中学校でもフッ化物洗口事業を実施している。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時期を考慮し、延期したり中止になったものも <b>あった</b> 。 | 3歳健診におけるむし歯有病者率 <b>11.4%</b><br>むし歯有病者率(永久歯)<br><b>小5年 17.83%</b><br><b>中3年 30.84%</b>                                                                                            | <b>3歳児健診におけるむし歯有病者率は、県平均と比較して増減はあるが令和3年度では県平均より高くなっている。</b> むし歯のある子、ない子と二極化しており、家庭でのブラッシングや仕上げ磨きの習慣化、フッ化物利用の習慣化により、幼児期のむし歯有病者率の減少及び学齢期の永久歯むし歯有病者率の減少を目指す。 | 今後も同様の取り組みを行う。                                                                                                         | 3歳健診におけるむし歯有病者率27%<br>むし歯有病者率(永久歯)<br>小5年 28%<br>中3年 45%                                        | 健康づくり推進課 |
| 33                   | 5   | 乳幼児期の事故防止に関する啓発              | 乳幼児健康診査等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等、子どもの事故防止のための啓発等の取組を進めます。                                                                                                               | 「乳幼児健康診査等」                                 | 乳幼児発達段階に応じた事故防止に関する啓発を4か月、7か月、1歳6か月、2歳児歯科、3歳児の健康診査の中で行う。                                                                                                       | 乳幼児健診・相談事業を通し、発達段階に応じた事故防止の啓発及び教育に取り組 <b>んだ</b> 。                                                                                                                                                                                            | 乳幼児健康診査の受診率<br><b>(R4.3月末現在)</b><br>→（4か月児） <b>97.8%</b><br>→（7か月児） <b>99.5%</b><br>→（1歳6か月児） <b>91.5%</b><br>→（3歳児） <b>91.8%</b>                                                 | 事故防止について、更に発生した時の対応について、機会毎に普及啓発していく。                                                                                                                     | 今後も同様の取り組みを行う。                                                                                                         |                                                                                                 | 健康づくり推進課 |
| 33                   | 6   | 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進     | 医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、各種乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めます。また、宇城地域療育センター、熊本県発達障害者支援センター、障がい児等相談支援事業所等の各関係機関との連携を図り早期療育に努めることともに、各担当課と連携を図りながら療育中断しないよう支援していきます。 | ①「乳幼児健康診査」<br>②「宇城地域療育センター事業（社会福祉課）」       | ①乳幼児の健やかな発育の確認と母親の育児不安の支援のため、4か月、7か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を行う。<br>②障がいのある子どもを持つ保護者等に対し、子どもの療育に関する悩みや不安の軽減を図るため、訪問支援・外来支援・施設支援を行う。<br>※令和3年度より「障害児等療育支援事業」へ移行予定（社会福祉課） | 各種健診において、疾病の早期発見・治療のため精密受診発行を行っている（187件）。また、心理相談等により、専門機関等を紹介し療育に結びつけている。<br><b>令和4年度より、弱視の早期発見のため、3歳児健診で屈折異常検査機器を導入し、検査を実施した。</b><br>専門機関等との情報交換（産後うつ30件、未熟児・新生児27件、療育137件、他市町34件） <b>を実施</b> 。                                             | 育児相談実施数 <b>105人</b><br><b>(63回)</b>                                                                                                                                               | 健診での精密受診発行、また、心理相談後の医療機関への情報提供により、疾病、障がいの早期発見に努めている。発達障がいの早期発見、支援については、3歳児健診後に明らかになってくることもあり、年中児育児相談チラシ配布等、相談機関の提供を図っていく。                                 | 今後も医療機関と連携を図り、同様の取り組みを行う。<br>発達面においては、保育所等関係機関とも連携を図り、臨床心理士による育児相談を活用し、障がいの早期支援に努める。                                   |                                                                                                 | 健康づくり推進課 |
| 33                   | 7   | 小児救急医療体制の充実                  | 医師会等の協力により、いつでも小児科専門医の診察がつけられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。                                                                                                               | 「2か月児訪問」                                   | 2か月児訪問時、熊本県小児救急電話相談を紹介する。                                                                                                                                      | ・医師会による休日当番医を開設<br>・2か月訪問時、熊本県小児救急電話相談を紹介し啓発した。                                                                                                                                                                                              | 2か月児訪問数 <b>367人</b>                                                                                                                                                               | 小児科医が地域の中で偏在している。また、夜間や休日の医療体制はあるものの小児科医がいつも診てくれるとは限らない場合があり、熊本市・八代市まで行かなければならないことがある。                                                                    | 今後も同様の取り組みを行う。                                                                                                         |                                                                                                 | 健康づくり推進課 |
| 34                   | 8   | 未熟児療育医療体制の充実                 | 身体が発達が未熟なまま生まれた医療を必要とする未熟児に対し、その療育に必要な医療の給付を行います。                                                                                                                   |                                            |                                                                                                                                                                | 未熟児療育医療給付実人員 <b>16人</b> 給付延件数 16件                                                                                                                                                                                                            | 令和 <b>4年</b><br>低出生体重児（2500g未満）の割合 <b>7.1%</b><br>極低出生体重児（1500g未満）の割合 <b>0.6%</b>                                                                                                 | 低出生体重児については、疾病のリスクは高く、将来的にも生活習慣病等のリスクが高いと考えられるため、その予防対策が必要である。                                                                                            | 今後も同様の取り組みを行う。                                                                                                         |                                                                                                 | 健康づくり推進課 |
| 34                   | 9   | 保健センターや学校における健康診断等の推進        | 疾病や事故の予防・早期発見・治療のため、妊婦・乳幼児・学校での健康診断を実施します。また、学校と保健師等との連携による実施により、子どもの頃からの生活習慣病予防に取り組みます。                                                                            | 「妊婦健康診査」<br>「母子健康手帳交付」<br>「乳幼児健康診査」        | ・育児ともに健康で無事に出産を迎えることができるように妊婦健康診査を実施している。<br>・乳幼児の健やかな発育の確認と母親の育児不安の支援のため、4か月、7か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を行う。                                                           | ・妊婦健康診査14回、4か月、7か月、1歳6か月、2歳、3歳で健康診査を実施している。子どもの頃からの生活習慣確立に向け、保育園・幼稚園・学校と連携をとりながら「早寝・早起き・朝ごはん」を中心とした推進を行った。<br>・ <b>3歳児健診にて、尿中塩分測定を開始した（子どもの頃からの高血圧予防として塩分摂取、減塩等についての意識付けの為）。</b>                                                             | 妊婦健康診査受診数<br>実数 <b>603人</b> 延べ <b>4,513人</b><br>乳幼児健康診査の受診率<br>→（4か月児） <b>97.8%</b><br>→（7か月児） <b>99.5%</b><br>→（1歳6か月児） <b>91.5%</b><br>→（3歳児） <b>91.8%</b>                      | 低出生体重児については、疾病のリスクは高く、将来的にも生活習慣病等のリスクが高いと考えられるため、その予防対策が必要である。                                                                                            | これまで同様、学校や保育所などとの連携をはかりながら生活習慣の確立を図る取り組みを行うとともに、母子手帳交付時などに妊娠期の母親の生活や、受診に対する指導、また乳幼児健診や相談等では、児を含めた家族の生活習慣に対して、指導を行っていく。 | 低出生体重児（2500g未満）の割合 6.0%<br>うち、極低出生体重児（1500g未満）の割合 1.0%<br>正期産にもかかわらず低出生体重であった児 45.0%<br>乳児死に 0人 | 健康づくり推進課 |
| 34                   | 10  | 喫煙・飲酒・薬物乱用防止                 | 未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を行います。                                                                                                               |                                            |                                                                                                                                                                | 子どもの育ちの環境改善に向け、母子健康手帳交付時や各種健康診査・健康相談・健康教育事業を通し、保護者の喫煙が子どもに与える影響等の情報提供と禁煙に向けた保健指導を行った。                                                                                                                                                        | 妊娠中に喫煙する人の割合<br>→ <b>1.9%</b><br>妊娠中に家族が喫煙している人の割合→ <b>46.0%</b><br>妊娠中に飲酒する人の割合→ <b>0%</b>                                                                                       | 喫煙を継続する妊婦は、妊娠中のタバコの害は理解しているが、喫煙禁煙まで至らないという現状がある。妊婦や子供の周りでは喫煙しないとのことだが、今後も妊婦と家族双方に対して、たばこの害等について積極的に周知していく必要がある。                                           | 今後も同様の取り組みを行う。                                                                                                         |                                                                                                 | 健康づくり推進課 |
| 34                   | 11  | 外食等栄養成分表示の普及啓発               | 令和2年4月からの栄養成分表示の完全義務化を受けて、外食等栄養成分表示の普及啓発をいっそう促進し、消費者が普段からバランスの良い食事をとるための基準として活用できるよう啓発を図ります。                                                                        | 「母子健康手帳交付事業」<br>「乳幼児健康診査」<br>「さしより野菜推進事業」  | ・乳幼児とその家族のバランスの取れた食事を心がけ、健康的な生活習慣を送れるように4か月、7か月、1歳6か月、3歳児の健康診査時に食習慣を確認する。                                                                                      | 熊本県が実施している「くま食健康マイスター事業（健康に配慮したメニュー、健康づくりに関する情報の提供）」等への協力を通して外食等栄養成分表示の普及啓発を行っている。<br>母子健康手帳交付、乳幼児健診等では栄養成分表示の見方を伝え、確認する習慣をつけるよう周知している。                                                                                                      | くま食マイスター店 <b>120</b> 店舗（ <b>R4熊本県内</b> ）<br>母子健康手帳交付 <b>380</b> 件<br>乳幼児健康診査の受診率<br>→（4か月児） <b>97.8%</b><br>→（7か月児） <b>99.5%</b><br>→（1歳6か月児） <b>91.5%</b><br>→（3歳児） <b>91.8%</b> | 食品表示法がH27.4月から施行され、栄養成分表示が義務化になったため、食品企業等表示を助めている。                                                                                                        | 今後も県の事業に協力していく。                                                                                                        |                                                                                                 | 健康づくり推進課 |
| 34                   | 12  | 応急処置法の指導・啓発                  | 市民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、消防署員による出前講座を実施するなど、応急処置法の指導・啓発に努めます。                                                                                                          | 宇城市総合防災訓練                                  | 防災訓練のなかで、消防署員と女性分団による応急処置法の指導・啓発を訓練としておこなっている。                                                                                                                 | 新型コロナウイルスの影響により宇城市総合防災訓練内容を規模縮小したため、今年度の活動実績はなし。                                                                                                                                                                                             | <b>対象者：女性消防団、戸建保育園、防災士会、民生委員、高齢者学級、子ども支援員、宇城市住民（計7回）</b>                                                                                                                          | 新型コロナウイルス対策として、不特定多数の方を集めて、いままでもどりの指導・啓発は難しいので、範囲を定めて今後は行う必要がある。                                                                                          | 防災訓練等での指導・啓発にコロナ感染症対策をとりながら、実施していく。                                                                                    | 訓練参加者 100人目標                                                                                    | 防災消防課    |
| 34                   | 13  | 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供 | 公園や芝生広場など、子どもの遊び場の維持管理を図るとともに、保育園・認定こども園等における各種行事などを通じ、親子による交流・自然体験の場を提供し、親子の相互理解やふれあいを促進します。                                                                       |                                            |                                                                                                                                                                | 宇城市内62カ所（都市公園9、市立公園53）の公園施設のバトール及び専門業者による年1回の遊具点検を行い、危険度の高い遊具等の整備を実施し、安全で快適な子どもの遊び場や自然体験の場として提供した。                                                                                                                                           | <b>遊具点検を1回行い、岡岳公園の遊具の修繕を行い、安全な状況を確保した。</b>                                                                                                                                        | 子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保するため、点検を行っている。特に遊具の利用における安全確保及び点検を実施する。                                                                                                | 宇城市内の公園施設の会計年度職員等による定期バトール及び専門業者による年1回の遊具点検を行い、危険度の高い遊具等の整備を実施し、安全で快適な子どもの遊び場や自然体験の場として提供する。                           | <b>遊具点検を毎年行い、快適で安全な状況を提供する。</b>                                                                 | 都市整備課    |
| 35                   | 14  | 多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備      | LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、ASD（自閉症スペクトラム）など、多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備を図ります。                                                                                               | 熊本県特別支援教育総合推進事業（特別支援教育取組の方向）               | 発達障がいを含め特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の豊かな成長、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。                        | 巡回相談事業を行い、学校現場において多様化する発達障がい、巡回相談員の支援をうけながら適切な対応に結び付ける体制整備はできつつある。                                                                                                                                                                           | 巡回相談 <b>22</b> 件                                                                                                                                                                  | 支援を要する児童生徒数は増加傾向にあり、年々相談件数も増えている。今後も巡回相談の積極的な活用を推進し、児童生徒に対する適切な支援に結び付けるよう体制整備を行う。                                                                         | 継続して取り組む                                                                                                               |                                                                                                 | 教育総務課    |
| 35                   | 15  | 子どもの自立促進に向けた教育の充実            | 子どもが、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、「生きる力」を育む教育の充実を図ります。                                                                                              | 児童通学舎宿                                     | 公民館等の施設を利用した集団宿舎のメニューにボランティアを織り込む。                                                                                                                             | 三角、小川、豊野の3地区で児童通学舎宿を計画したが感染予防対策で中止となった。                                                                                                                                                                                                      | 児童通学舎宿中止                                                                                                                                                                          | <b>児童通学舎宿においては、地域住民ボランティアの負担が大きく、継続が困難になりつつある。活動内容を精査し、地域住民ボランティアの負担を軽減する形での体験活動としていく必要がある。</b>                                                           | 感染予防を対策して現状を維持する。                                                                                                      | 5校実施<br>参加児童は感染予防のため、各校区で定数を定める。                                                                | 生涯学習課    |
| 35～36                | 16  | ボランティア活動の普及・促進               | 子どもたちが社会性や協調性、主体性を高めるため、子ども自らが企画し実践する多様なボランティア活動を促進するとともに、特に、中学・高校・大学生が子どもたちとふれあえるボランティア活動の機会充実を図ります。                                                               | 宇城っ子のつどい                                   | 児童の野外体験活動の班別リーダーとして、児童の指導に当たる。                                                                                                                                 | <b>鹿児島県鹿屋市の大浦青少年自然の家にて、2泊3日の日程で体験活動を行った。</b> 市内小中高生 <b>31人</b> が参加した。                                                                                                                                                                        | 宇城っ子のつどい<br>小学生 <b>14人</b> 、中学生 <b>5人</b> 、高校生 <b>12人</b>                                                                                                                         | 小学生時代に宇城っ子のつどいに参加し、その後中学生になってリーダーとして参加する流れができつつある。また、高校生リーダーも前年度に参加して翌年度も参加希望する事例が増えており、継続的な青少年育成につながっている。今後は、小学生の参加数の確保が必要であり、効果的な事業周知と活動内容の充実に努める。      | 基本的な事業内容は現状を維持するが、感染予防を対策して事業共に活動内容が魅力的なものとなるよう、検討を続けていく。                                                              | 宇城っ子のつどい<br>参加児童 <b>30人</b> （感染予防のため定員）                                                         | 生涯学習課    |
|                      |     |                              |                                                                                                                                                                     |                                            |                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                           |                                                                                                                        |                                                                                                 |          |
|                      |     |                              |                                                                                                                                                                     | 人権フェスタinうきし                                | 人権フェスタ運営に伴うボランティア（受付・舞台運営補助・会場準備・後片付けなど）に当たる。                                                                                                                  | 新型コロナウイルス感染防止対策の必要性もあることあることから、ステージ部門では、記念講演や人権擁護委員による寸劇やコロナ隊の披露をした。展示部門では、各会場開催に合わせて、小中学校・特別支援学校の人権標語等を各会場ロビー等に展示した。                                                                                                                        | 高校生ボランティア <b>6名</b> 【内訳】<br>・豊野会場：2名<br>・松橋会場：4名                                                                                                                                  | 5年度も、人権フェスタ運営に伴うボランティアの公募を関係機関をはじめ、高校や大学へ依頼を図っている。ボランティアの内容としては、受付・舞台運営補助・会場準備・後片付けなどに当たる。                                                                | 人権フェスタにおける、運営補助のボランティア活動による、社会性や協調性、主体性を高めるため、機会の充実を図ります。                                                              | 高校生・大学生：70人<br>【内訳】14人×5会場                                                                      | 生涯学習課    |

| すこやか宇城っ子プラン<br>該当ページ | No. | 施策名                     | 取組内容                                                                                                                                                                            | 関連事業名・取組名           | 左記概要                                                                                                                                 | 4年度の実績<br>(進捗状況等)                                                                                                                                                                                                                                          | 4年度の実績<br>(実績値)                                                                                               | 現状と課題                                                                                                                                                                                                                                  | 3年度から6年度の取り組み内容                                                      | 令和6年度目標値 | 担当課     |
|----------------------|-----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 36                   | 17  | 余暇活動の推進                 | 単なる休養やストレスコントロールのための余暇活動というにとどまらず、各自の目的に応じ、自己の可能性を試し、新しい自分を発見する場としての余暇活動の推進を図ります。                                                                                               | 公民館講座               | 余暇活動の推進のため、講座を公民館等施設で開催する。                                                                                                           | 各公民館（5館）、インタスタリアル研修館などで26の主催講座などを開催して自己の可能性を試し、新しい自分を発見する場としての余暇活動の推進を図った。                                                                                                                                                                                 | 講座数26講座                                                                                                       | 講座がマンネリ化してきているので新規講座を開設する。広報による募集だけでなく、ホームページ、ライン等の募集を検討する。                                                                                                                                                                            | 現状を維持する。                                                             | 講座数50講座  | 文化スポーツ課 |
| 36                   | 18  | 食に関する生涯学習の場の提供          | 思春期の健康管理と将来の生活習慣病予防等、食の重要性に鑑み、「食」に関し学び考える生涯学習の場を提供していきます。                                                                                                                       | 親子料理づくり教室等          | 青少年地区民会議家庭部会による親子や家族との料理づくり教室を開催する。                                                                                                  | 料理教室を、三角地区・不知火地区・小川地区・豊野地区で計画した。地域の大人の指導のもと、食事づくりを行うことで、食事づくりの苦労や大変さを学ぶとともに、食の大切さを学ぶ予定だったが小川地区のみ開催した。                                                                                                                                                      | 料理教室を、小川地区のみ開催した。<br>通学合宿については感染予防のため中止。                                                                      | 料理教室、児童通学合宿共に地域の婦人会や食生活改善推進員の協力のもとに行っている。また、今後は、財政的に、事業拡大が困難になってきているため、参加者の一部費用負担を検討する。                                                                                                                                                | 5地区で開催<br>参加児童は感染予防のため、各校区で定数を定める。                                   |          | 生涯学習課   |
| 36～37                | 19  | 地区自治公民館活動の活性化           | 自治会活動や地区自治公民館活動においては、幅広い年齢層の人たちが集う場所です。次代を担う子どもたちの体験活動などを支援するために、地区自治公民館活動を積極的に支援します。                                                                                           | 自治公民館長研修会           | 地区自治公民館を拠点とした地域交流を推進するため、館長研修を開催する。                                                                                                  | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施                                                                                                                                                                                                                                     | 未実施                                                                                                           | 研修に参加をされていない行政区もあり、研修内容に、活発に運営されている自治公民館の事例発表等も入れており、自治公民館の活性化にもつながることから、参加を促す。                                                                                                                                                        | 現状を維持する。                                                             | 参加者200人  | 文化スポーツ課 |
| 37                   | 20  | 情報機器に対応する使用ルールづくりの普及啓発  | 「ケイタイ」、「スマートフォン」、「タブレット」などインターネットを活用した情報送受信機器などによる被害を防止するため、使用する側の危機意識と、情報を発信する場合の管理意識について、常識的な判断と道徳性を重視した内容の提供ができるよう、PTAとともに「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」等を活用した使用ルールづくりの普及啓発を推進します。 |                     |                                                                                                                                      | 青少年育成市民会議の教育講演会の中において「スマートフォンやケータイの利用に関連した危険やトラブルを未然に防ぐために」と題した講演を行ってNTTドコモ スマホ・携帯安全教室インストラクターの講話を開催していたが、今年度は感染予防のために中止した。                                                                                                                                | 未実施                                                                                                           | 子育て世代の参加者が多く、携帯電話やスマホ、インターネットに潜む危険ついて、家族で話し合う機会を設けるよう啓発に努める。                                                                                                                                                                           | 現状を維持する。                                                             |          | 生涯学習課   |
| 37                   | 21  | 地域文化の伝承                 | 地域に昔から伝わる遊びや行事、伝統芸能・技術などを子どもたちに継承し、郷土愛を育むため、地域の関係者や団体と連携して、子どもたちが体験できる機会の充実を図ります。                                                                                               | 伝統文化芸能まつり           | 宇城市の宝である地域の伝統芸能を取り巻く環境は厳しいものであり、各地で伝承されてきた民俗芸能を確実に継承していくために伝統文化芸能まつりを開催する。                                                           | 令和4年10月22日（土）第15回宇城市伝統文化芸能まつりを小川文化センターの文化ホールで開催した。<br>伝統文化を継承する団体が太鼓や踊り、獅子舞など舞台やパネル展示等を披露し、また、地元の特産品等のおたのしみ抽選会を行った。                                                                                                                                        | 伝統芸能団体7団体（出演）<br>伝統芸能団体2団体（展示）                                                                                | 伝統文化芸能まつりの出演団体は固定化傾向にありますが、市内の23の団体が地域で伝統芸能の伝承活動を行っています。後継者育成につながる活動への支援が課題です。                                                                                                                                                         | 伝統文化芸能まつりは今後も開催していきます。多くの子ども達が伝統芸能に触れる機会を得られるよう、SNS時代に応じた発信方法を検討します。 |          | 生涯学習課   |
| 38～39                | 1   | 教育内容の充実                 | 児童・生徒の学力の実態を把握し、その結果を学習指導の工夫・改善に生かし、きめ細かな指導を行うことにより、児童・生徒の確かな学力の向上を図ります。                                                                                                        | 小中一貫教育の推進           | 中学校区ごとに小中学校が一貫教育を行うことで、目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す。                                                                       | 市内小中学校長とコーディネーターによる推進会議を3回実施（うち1回は新型コロナウイルス感染症の影響によりコーディネーターだけで実施）。また、児童・教職員を対象に「小中一貫教育」に対する意識・実施状況のアンケートを実施し、事業効果、問題点等を確認した。小中学校の交流については、小学校は約80%、中学校が約78%の児童生徒が「好き、どちらかといえば好き」と回答した。また、小6児童に対する「中学生になるのは楽しみか？」という質問に対しては82.1%の児童が「はい」と回答した。              | 推進会議（3回）実施。今後の取組のため意識調査及び実施状況調査（R4.12）を実施した。また、具体的取組内容として、新型コロナウイルス感染症防止を踏まえた上で、小学生と中学生との交流など各中学校区でできる範囲で行った。 | 本事業の主な目的である「発達上の早期化等に係る現象」「中一ギャップ」への対応という点では、小中学校の交流について「好き」という児童が多く、効果が出ていると思われる。また、「事業内容をあまり知らない」「通常業務の負担が大きく本事業の具体的な取組まで着手できていない」という学校現場の課題もあり、今後対策を検討する必要がある。各中学校区の特徴を大切にしながら、継続して取り組んでいく。                                         | 継続して取り組む                                                             |          | 教育総務課   |
|                      |     |                         |                                                                                                                                                                                 | タブレット等を活用したICT教育の推進 | 小中学校統一した学習・授業支援ソフトを導入し、効果的かつ効率的な活用を図る。特に、中学校は1人1台のタブレットPCをさらに活用するため、ドリルソフトを導入し、基礎学力の向上と家庭学習の定着を支援する。また、電子黒板やデジタル教科書を活用し、学習環境の整備に努める。 | 市立小中学校で、1人1台端末の整備が完了し、タブレットの積極的な活用を推進するため教職員に向けた研修会を実施した。また、今年度は、「くまもとGIGAスクールプロジェクト」を活用し、「日本教育工学会」による「学校情報化認定制度」で「優良校」認定を受ける取組を実施し、令和5年1月までに全校で認定を受けた。                                                                                                    | 学校情報化認定制度による「優良校」認定 全17校                                                                                      | 令和2年度末までに文科省のGIGAスクール整備基準を全て達成した。課題として、中規模（250人以上）～大規模校（500人以上）で、インターネットの帯域不足が懸念されたため、令和4年度に7校の帯域増強を実施した。今後、さらにICT機器の活用が進み、ネットワーク使用量の増大が見込まれるため、学校教育に支障を生じないようネットワークアセスメントを行い、接続プランの変更やSINETなどの超高速インターネットへの移行など、次期の通信環境について検討を行う必要がある。 | 今後は、活用推進、維持管理、次回更新に向けての運用データ取集を継続して取り組む。                             |          | 教育総務課   |
|                      |     |                         |                                                                                                                                                                                 | 英語4技能検定（GTEC）の導入    | 児童生徒の英語力の可視化とエビデンスに基づいた英語教育の推進を図るため、英語4技能検定（GTEC）を小学5年～中学3年で実施する。                                                                    | 令和元年度から英語4技能検定（GTEC）を小学5年～中学3年で実施している。今年度、4回目となり、各技能のスコア分析を行い学校での英語学習への取り組みにつなげている。                                                                                                                                                                        | 受検者数<br>小学5年 482人<br>小学6年 456人<br>中学1年 454人<br>中学2年 442人<br>中学3年 479人<br>合計 2,313人                            | 4回目を実施し、前年度からののびやスコアから成果を確認できる部分もみられるが、全国平均に満たないスコアも散見される。引き続き児童生徒の英語力の分析及びそれを踏まえた取り組みにより英語力の向上を図っていく。                                                                                                                                 | 継続して取り組む                                                             |          | 教育総務課   |
| 39                   | 2   | 社会体験的な学習機会の拡充           | 国際理解、情報、環境、福祉・健康等の今日的課題について、体験的な学習機会を拡充するなど、「生きる力」の育成を図ります。                                                                                                                     |                     |                                                                                                                                      | 国際国内交流事業として、毎年夏休み期間中に本市中学生（10名程度）をシンガポールへ派遣。また11月ごろシンガポールから中学生の受入れを行ってきたが、新型コロナウイルス感染予防のため、今年度は、タブレット端末を活用しオンラインでの交流事業を行った。<br>各学校において、子どもたちの「生きる力」を育む教育課程を編成し、学校と家庭、地域と連携を取りながら教育の充実を図った。<br>総合的な学習の時間等を利用して、子どもたちの「生きる力」を育むため、福祉やボランティア、環境等に関する学習に取り組んだ。 | 国際国内交流事業として宇城市内の各中学校から募集した10人の生徒がシンガポールのブーンレイ中学校の生徒とオンラインで交流を行った。                                             | 国際交流事業実施による異文化交流や体験を通じて、将来、国際的な舞台上で活躍できる子どもたちの育成に繋げる。<br>相手や周りの人々の気持ちを思いやり、自分にできることを見つけ奉仕する実践力を育てる学習を続けたい。                                                                                                                             | コロナ禍における国際交流事業の実施方法の見直し。                                             |          | 教育総務課   |
| 39                   | 3   | 学校図書館の充実と活用の促進          | 学校では、読み聞かせや本の紹介などにより、児童・生徒の興味・関心を喚起し、読書習慣の形成を目指すとともに、学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。また、ゆとりのある快適な読書スペースの確保など学校図書館等の環境を整備するとともに、各学校における読書環境の整備に努めます。                           | 学校図書館図書購入           | 学校図書館の積極的な活用を促し、読書活動の充実に向け、学校規模に応じた冊数の確保を図るため、図書等購入を継続的に行う。                                                                          | 各校に図書司書を配置し、読み聞かせや本の紹介などにより、児童・生徒に興味・関心を喚起して学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図った。<br>また、今年度は学校図書の利用を推進するため、図書システムを導入し来年度からの運用を目指し準備を進めている。                                                                                                                     | 図書システム導入 15校（他2校は導入済み）                                                                                        | 図書の充実率は各校まちまちではあるが、古く現状にそぐわなくなった本などの廃棄、更新を適切に行い、限られた予算の中で計画的に購入していく。                                                                                                                                                                   | 年間貸出冊数を掲げ、図書館利用及び読書活動の推進を図っていく。                                      |          | 教育総務課   |
| 39                   | 4   | 児童会や生徒会活動等の充実           | 児童・生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。                                                                                |                     |                                                                                                                                      | 児童・生徒の自主的な態度を育成するため、各学校において「いじめの根絶等」を児童会・生徒会主体の目標として実践的な活動を実施した。                                                                                                                                                                                           | 全17校とも児童会・生徒会活動等の充実が図られている。                                                                                   | 各校児童会・生徒会とも自主的な活動や実践ができつつある。                                                                                                                                                                                                           | 継続して取り組む                                                             |          | 教育総務課   |
| 40                   | 5   | 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実  | 子どもが、社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、以下の項目の充実に努めます。<br>・教職員や保育者の研修の実施<br>・少人数指導やティーム・ティーチングの実施<br>・助成の視点に立った生徒指導や進路指導の実施            |                     |                                                                                                                                      | 毎週水曜日に、各学校において教職員全員の校内研修を行い指導力向上に努めた。また、算数・数学において習熟度別の少人数指導等を取り入れる等、指導法の工夫改善に努めている。                                                                                                                                                                        |                                                                                                               | 県に対し、少人数学級やティーム・ティーチングの加配教員を要望しても教員の不足により配置されないことがある。                                                                                                                                                                                  | 継続して、教員の加配を要望していく。                                                   |          | 教育総務課   |
| 40                   | 6   | ゲストティーチャーの活用による学校教育の活性化 | 学校という枠を越えて、子どもたちが積極的に人と関わりを持つことにより、視野を広げ、自分の生き方を幅広く深く考えるきっかけとなるよう、引き続き外部講師の積極的な招聘に努めます。さらに、就学前の保育園・幼稚園・児童館や子育てサークル活動などにも、外部講師を招くよう、働きかけていきます。                                   |                     |                                                                                                                                      | 地域の人材を活用した、道德の時間や総合的な学習の時間及び学校行事を行い、子どもたちが学校関係者以外の方と交流を持つことにより、視野を広げるきっかけを作っている。                                                                                                                                                                           | 総合的な学習において、全17校で外部の人材を活用した学習を行っている。                                                                           | 全校地域とのつながりは大切との認識があり、道德や総合的な学習等において、子どもたちは貴重な学習、知識の習得ができています。                                                                                                                                                                          | 継続して取り組む                                                             |          | 教育総務課   |

| すこやか学<br>城っ子プラン<br>該当ページ | No. | 施策名                          | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 関連事業名・取組名                 | 左記概要                                                                                                                   | 4年度の実績<br>(進捗状況等)                                                                                                                            | 4年度の実績<br>(実績値)                                                                                  | 現状と課題                                                                                                                                                                                                      | 3年度から6年度の取り組み内容                                                                                                                                                                                                     | 令和6年度目標値                                                                           | 担当課     |
|--------------------------|-----|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 40                       | 7   | 安全で安心な学校<br>施設の整備            | 学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、快適な環境のもと学習することができるよう、学校のバランスも考慮して計画的な整備を行います。                                                                                                                                                                                                               | 老朽化した校舎等の建替え及び大規模改修事業の実施  | (1) 松橋中学校屋内運動場建替え事業<br>(2) 不知火小学校校舎建替え事業<br>(3) 小川中学校校舎建替え事業<br>(4) 松橋中学校校舎建替え事業                                       | (1) 屋内運動場及び武道場が <b>完成し、外構工事に着手</b><br>(2) <b>屋内運動場及び屋外プールの工事に着手</b><br>(3) <b>校舎棟及び屋内運動場、武道場、屋外プールの工事継続</b><br>(4) <b>基本構想・基本設計及び実施設計に着手</b> | (1) <b>外構工事の完了</b><br>(2) <b>各工事に着手</b><br>(3) <b>各工事の実施</b><br>(4) <b>基本構想・基本設計の完成及び実施設計に着手</b> | 各事業とも現施設を使用しながら工事を行っており、事業完了までに多大な期間を要するため、工事の進捗状況に気を配り、切れ目ない工事の発注が必要。<br>また、本市の学校施設は、現在実施中の事業以外にも、昭和40年～50年代にかけて建てられた施設が多く、今後これらの施設の修繕や建替えに多額の費用が必要となるため、宇城市学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的に整備を行い、コストの縮減と平準化を図る必要がある。 | (1) R3～4：既設屋内運動場解体及びテニスコート・駐車場を整備<br>(2) R3既設校舎解体、R4～5：屋内運動場、プール建設、R6：既設屋内運動場・プール解体、外構及び屋外倉庫を整備<br>(3) R3～5：校舎・屋内運動場・プール建設、R5～6：既設校舎等解体、外構及びグラウンドを整備<br>(4) R3：調査、R4：基本構想・基本設計、R4～5：実施設計・仮設校舎工事、R5～7：校舎建設、R8：既設校舎解体 | (1) R4年度中に全事業完了。<br>(2) R6年度中に全事業完了。<br>(3) R6年度中に全事業完了。<br>(4) 新校舎建設の <b>工事継続</b> | 学校施設課   |
|                          |     |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                           |                                                                                                                        |                                                                                                                                              |                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                    |         |
| 40～41                    | 8   | 保育園・認定こども園等入所児童の拡充と小・中学校との連携 | 幼稚園・保育園間、小学校・中学校間の連携を密にし、相互の課題について共通理解を深めることで、進級・進学時の円滑な移行を図ります。<br>また、中学校区ごとに、幼保小中連携プログラムを作成し、小1フロblem・中1ギャップ等の解消に努めます。                                                                                                                                                                 |                           | 授業参観・学校訪問など実施し、次年度小学校入学予定の幼児の情報を幼稚園・保育園から小学校へ提供することにより共通理解を図った。<br>また、中学校区ごとに、幼保小中連携プログラムを作成し、小1フロblem、中1ギャップ等の解消に努めた。 |                                                                                                                                              |                                                                                                  | 課題を発見した場合の保護者への伝え方が難しい。教職員の能力向上が求められる。                                                                                                                                                                     | 継続して取り組む                                                                                                                                                                                                            |                                                                                    | 教育総務課   |
|                          |     |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                           |                                                                                                                        |                                                                                                                                              |                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                    |         |
| 41                       | 9   | 子どもの職業体験<br>機会の充実            | 子どもたちの就労観を高め、技能の大切さを体感できるよう、地域の理解を求めながら様々な職業体験の機会の確保に努めます。                                                                                                                                                                                                                               |                           |                                                                                                                        | 小学校では、5年生を対象に全校で職業体験活動を実施。また、教科学習や社会見学の中で働く現場を見ることで、社会の一員として、仕事をする事の喜びややりがい、さらに親への感謝について学びとった。中学校では、5校で就労観を高めるための体験学習を行った。                   | 全17校において取り組んでいる。                                                                                 | 小学校では、教科学習や社会見学の中で働く現場を見ることで、社会の一員として、仕事をする事の喜びややりがい、さらに親への感謝について学びとった。中学校では、職場体験等を通して、実際に職業の現場を直に感じとり、働く人々と接するなどの体験を行った。                                                                                  | 継続して取り組む                                                                                                                                                                                                            |                                                                                    | 教育総務課   |
| 41                       | 10  | 交流学习等の推進                     | 障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流学习や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。                                                                                                                                                                                                                                 |                           |                                                                                                                        | 特別支援学級に在籍している児童・生徒の中で、通常学級での学習が可能な教科・科目については、なるべく通常学級で授業を受けるなど、日常的に相互理解が出来る環境を作るよう努めた。                                                       |                                                                                                  | 特別支援学級に在籍する児童生徒の個別支援計画に基づいた学習指導はできている。但し、一人一人の状況が違うため、在籍児童生徒数が多い学級では、担任だけでは十分な指導が困難である。                                                                                                                    | 特別支援教育支援員（生活支援員・学習支援員）の増員確保に努める。                                                                                                                                                                                    |                                                                                    | 教育総務課   |
| 41                       | 11  | 性感染症の情報提供<br>と予防の啓発          | 性感染症（性的接触によって感染する病気）の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。<br>さらに、インターネット上の有害情報やリベンジポルノなどの性的被害から子どもを守るため、子どものメディアへの過度な依存による弊害について啓発し、情報モラル教育の充実を図ります。                                                                                                                                          |                           |                                                                                                                        | 各学校において、 <b>性に関する指導計画に基づき、保健や道徳等の授業において正しい知識の啓発を行った。</b>                                                                                     |                                                                                                  | 家庭教育取り組みも重要になるので、保護者の意識向上を一層図っていく必要がある。                                                                                                                                                                    | 今後低中高各学年に応じた学習を取り組む。                                                                                                                                                                                                |                                                                                    | 教育総務課   |
| 41                       | 12  | 健康診断・体力測定結果の活用               | 子ども自ら、自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診断・体力測定結果の活用を図ります。                                                                                                                                                                                                                               |                           |                                                                                                                        | 各学校毎に健康診断及びスポーツテストを実施した。                                                                                                                     | 全17校実施                                                                                           | 健康診断結果及びスポーツテスト検査を教育指導に活用した。                                                                                                                                                                               | 継続して取り組む                                                                                                                                                                                                            |                                                                                    | 教育総務課   |
| 41～42                    | 13  | 性教育等の充実                      | 小学校では、発達段階に応じた指導計画を立案し、体育科や総合的な学習の時間の中で、生命の大切さ・尊さを理解する教育を実施し、自他の生命の大切さに気づき、適切な行動がとれるよう指導の充実を図ります。<br>また、中学校・高等学校では、保健体育科・家庭科や保健師等による出前講座で、子どもたちが人間の性に対する基礎的・基本的なことを正しく理解するために、自己の性に対する認識をより確かにするとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。                                            |                           |                                                                                                                        | 学校保健年間計画に性教育を位置づけ、各学校において計画的に指導を行った。                                                                                                         | 性に関する指導の年間指導計画の作成全17校                                                                            | 家庭での取り組みも重要になるので、保護者の意識向上を一層図っていく必要がある。                                                                                                                                                                    | 継続して取り組む                                                                                                                                                                                                            |                                                                                    | 教育総務課   |
| 42                       | 14  | 命の大切さや家庭の役割などについて<br>の理解     | 女性の社会進出による、男性の育児参画や男女協働のパートナーシップによる夫婦の連携の大切さや性を理解できる教育内容の充実を図ります。                                                                                                                                                                                                                        |                           |                                                                                                                        | 各学校において、「命を大切にすることを育むプログラム」を推進し、全17校において男女共同参画に関する視点を入れた研修等を実施した。                                                                            | 取り組んだ学校全17校                                                                                      | 校内研修を通して、皆が相互理解を図り、その中で教職員自身がジェンダーの視点に立った教育を推進した。                                                                                                                                                          | 継続して取り組む                                                                                                                                                                                                            |                                                                                    | 教育総務課   |
| 42                       | 15  | 小・中学生と乳幼児のふれあい体験             | 小・中学生が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育園、幼稚園、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。                                                                                                                                                                                                       |                           |                                                                                                                        | 体験学習により、子どもたちと触れ合うことで正しい保育観を養った。                                                                                                             |                                                                                                  | 子どもたちと触れ合うことで正しい保育観を養った。                                                                                                                                                                                   | 継続して取り組む                                                                                                                                                                                                            |                                                                                    | 教育総務課   |
| 42                       | 16  | 健康教育の充実                      | 子どもたちが薬物乱用防止や命の大切さ、性を尊重する正しい知識などを身につけられるよう健康教育を推進します。また、自らの問題として受け止められるように、身近な事例を取り入れるなど、生涯にわたる心身の健康保持・増進に必要な知識や、適切な生活習慣等を十分理解できるよう教育内容の充実を図ります。<br>小学校の体育科、中学校の保健体育科における保健学習や関連教科、学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、小学校からの段階的な健康教育の充実を図ります。 |                           |                                                                                                                        | 健康教育については、日常的に指導を行い、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等を計画的に行った。                                                                                                  | 薬物乱用防止教室を実施した学校全17校                                                                              | 家庭教育における取り組みも重要になるので、保護者の意識向上を一層図っていく必要がある。                                                                                                                                                                | 継続して取り組む                                                                                                                                                                                                            |                                                                                    | 教育総務課   |
| 42～43                    | 17  | 児童生徒のスポーツ環境の充実               | 小学校運動部活動が社会体育へ移行されたことに伴い、地域や学校及び家庭との連携を深め、資質能力の高いスポーツ指導者のもと、児童のスポーツ活動や中学校部活動等のスポーツ活動を充実させるとともに、地域や学校におけるスポーツ環境全般の充実を図ります。                                                                                                                                                                | 宇城市学童スポーツクラブ設立・運営安定化支援補助金 | 学童スポーツクラブの円滑な運営及びクラブ員の心身の健全な育成を図ることに対し補助を行う。                                                                           | 小学校運動部活動の社会体育移行により学童スポーツクラブが設立され24年目を迎えた。新たに設立されたクラブはなかったものの、4713クラブが活動しており各クラブの活動を充実させるため運営安定化補助金を交付した。                                     | 運営安定化支援補助金（1クラブ：10,000円+250円×会員数（6/1現在））<br>クラブ数：4713クラブ<br>会員数：828238名<br>補助金額：262,000189,500円  | 学校との連携や会員数の減少、指導者不足の課題は全体を通しての課題である。特に、学校側の協力には各校で差があるのが現状。                                                                                                                                                | 各クラブが安定した活動を行えるまで継続                                                                                                                                                                                                 |                                                                                    | 文化スポーツ課 |
|                          |     |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 学童スポーツクラブの体育大会等参加費用補助金    | 大会出場の際に、大会規模に応じた補助を行う。                                                                                                 | 九州大会以上の大会に出場したクラブに補助金を交付                                                                                                                     | 全国大会出場：40クラブ<br>九州大会出場：23クラブ                                                                     | 年に422～3クラブに補助を行っている現状                                                                                                                                                                                      | 継続して取り組む                                                                                                                                                                                                            |                                                                                    | 文化スポーツ課 |
|                          |     |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 中学校部活動補助金                 | 中学校部活動の運営及び心身の健全な育成のため補助を行う。                                                                                           | 宇城市立中学校の部活動入部者数に応じて部活動補助金を交付することで、部活動の振興を図った。                                                                                                | 中学校部活動入部者数1,122人                                                                                 | 国及び県の中学校部活動の段階的地域移行方針を踏まえ、市立中学校における中学校部活動の方針を検討するとともに、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の場の確保に向け関係課と連携し環境整備を図る必要がある。                                                                                                        | 継続して取り組む                                                                                                                                                                                                            |                                                                                    | 教育総務課   |
|                          |     |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 中学校部活動大会出場補助金             | 中学校部活動の大会出場の際に、大会規模に応じた補助を行う。                                                                                          | 補助金により大会出場への保護者の負担を軽減し、スポーツ活動の充実を図った。                                                                                                        | 大会出場補助金申請件数17件                                                                                   | 県の部活動指針等の変更があれば、適宜中学校部活動方針の改正を行い、併せて補助金の見直しを行うことでスポーツ環境の充実を図っていく必要がある。                                                                                                                                     | 継続して取り組む                                                                                                                                                                                                            |                                                                                    | 教育総務課   |

| すこやか宇城っ子プラン<br>該当ページ | No. | 施策名                           | 取組内容                                                                                                                                                                                            | 関連事業名・取組名                  | 左記概要                                                                                                                              | 4年度の実績<br>(進捗状況等)                                                                                                                                   | 4年度の実績<br>(実績値)                                                                                           | 現状と課題                                                                                                                                                                                 | 3年度から6年度の取り組み内容                                                                                                              | 令和6年度目標値                                                    | 担当課      |
|----------------------|-----|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------|
| 44                   | 1   | 放課後児童クラブ（学童保育所）における障がい児の受入の充実 | 地域の放課後児童クラブにおいても障がい児の受け入れができるように、要望に応じた施設改修・支援員研修会等の実施等受入体制を充実していきます。                                                                                                                           | 放課後児童健全育成事業                | 宇城市管内16カ所の学童保育所の内、15カ所で40人を受け入れた。指導員は、障がい児保育等の研修会に積極的に参加するよう促した。（最低1人の参加を要請した。）今後も受入体制を整えていく。                                     | 熊本県からの研修も今年度になりオンライン研修が増えてきており、学童保育所に参加を促した。                                                                                                        |                                                                                                           | 障がい児を受入れている学童保育所については、対応に苦慮している学童が多い。                                                                                                                                                 | 今後も国や県等が主催する障がい児についての研修会に積極的に参加してもらおうよう促す。また、関係部署と協議し、障がい児への対応方法等の周知を図る。                                                     |                                                             | 子ども未来課   |
| 44                   | 2   | 障がい児保育等の充実                    | 障がいのある子どもが、生まれ育った地域の保育園・認定こども園等で教育・保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園や認定こども園等での受け入れを行うとともに、子どもの状況把握に努め、個々に応じた支援ができるよう環境を整備します。                                                                           | 障がい児保育事業                   |                                                                                                                                   | 障がい児等の受入体制については、宇城市管内20園すべての認可保育園及び4園の認定こども園で取組んでいる。子どもの心身の正確な状況把握については、保護者及び関係機関と十分に連携し、子どもの充実した集団生活や発達促進に努めている。                                   | 宇城市管内保育所14園<br>認定こども園4園                                                                                   | すべての認可保育園及び認定こども園が障がい児等の受入体制をおこなっているが、園の定員状況等によっては、必ずしも入所できる状況ではない。                                                                                                                   | 今後も継続して障がい児等の受入体制を強化しておこなっていく。                                                                                               |                                                             | 子ども未来課   |
| 45                   | 3   | 療育体制の整備・充実                    | 障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療・教育・保育・福祉等の障がい児に関わる各関係機関との情報の共有化や連携を図りながら、療育体制を整備します                                                                                    | 障がい児保育事業                   | 障がいのある子どもを持つ保護者等に対し、子どもの療育に関する悩みや不安の軽減を図るため、訪問支援・外来支援・施設支援を行う。                                                                    | 宇城圏域地域療育センターを中心に県こども総合療育センターや発達障害支援センター等と連携を取り相談支援、訪問支援を行った。宇城地域特別支援連携協議会及び宇城地域療育ネットワーク会議において障がい児の支援体制を推進した。令和4年度も前年に引き続き集合形態での会議は開催されず、書面開催等で対応した。 | 地域療育センター実績<br>訪問41件<br>外来11件<br>施設訪問142件                                                                  | 発達障がいに対する知識と理解は深まりつつある反面、相談内容が複雑化・長期化する傾向にある。関係機関である相談支援事業所・児童福祉センター等との連携が必要である。                                                                                                      | 発達障がいに対する知識と理解を深めながら、困り感を持った保護者等からの児童発達支援や放課後等デイサービスの利用方法等の相談に応じる。また、必要に応じて宇城地域療育センターや県こども総合療育センター、発達障がい者支援センター等と繋いで相談対応する   |                                                             | 社会福祉課    |
| 45                   | 4   | 障がい児理解のための啓発                  | 障がい児や障がい児のいる家庭を暖かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。                                                                                                                    |                            |                                                                                                                                   | 宇城地域支援パンフレット及びリーフレットの見直しが行われ、宇城圏域の事業所の紹介や療育の支援体制の説明など、わかりやすく改良された。                                                                                  | 宇城地域療育ネットワーク会議作業部会において作成し、窓口等で配布できるよう備え置いた。                                                               | 宇城圏域障がい者支援協議会や宇城地域療育ネットワーク会議などを活用し、自治体や業種が異なっても、共通した意識で啓発を進めていけるよう、連携を深めていく必要がある。                                                                                                     | 宇城地域支援パンフレットの支援情報の見直しを行い啓発をする。                                                                                               |                                                             | 社会福祉課    |
| 45                   | 5   | 在宅心身障がい児に対する支援の充実             | 心身障がい児に対するホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等在宅福祉サービスの充実及び相談支援事業の充実を図ります。                                                                                                                                | 日中一時支援事業<br>障害児タイムケアサービス事業 | 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。                                                                       | 在宅の障がい児及びその他家族のニーズに基づき、障がい児通所新、日中一時支援事業等が身近な地域で質の高い支援を受けられるよう、相談支援事業所等の関係基幹と連携しサービスの提供に努めた。                                                         | 【障がい児通所支援】<br>児童発達支援 128人<br>医療型児童発達支援 2人<br>放課後等デイサービス 398人<br>保育所等訪問支援 11人<br>計画相談 438人<br>日中一時支援事業 25人 | 令和4年度は事業所設置の総量規制の上限に達していたため新たな開設はなかった。障がい児通所支援、日中一時支援事業等が身近な地域で支援を受けることができる環境が整ってきている。様々な事業所が関わるケースが増えてきており、事業所間の連携や情報共有がより重要となってきている。                                                | 在宅障がい児及びその家族のニーズに基づき、障がい児通所支援、日中一時支援事業等が身近な地域で質の高い支援を受けられるようサービスの提供に努める。宇城圏域内の各事業所職員のスキル向上を目的に、宇城地域療育センターが中心となり定期的な研修会を開催する。 |                                                             | 社会福祉課    |
| 45～46                | 6   | 障がい児とその家族に対する支援               | 心身障がい児やその監護者、養育者に対し、各種手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。また、相談支援ファイル「よかとこファイル」を活用することで、保護者や関係者が連携し、生涯にわたって一貫した支援を行います。                                                        | 相談支援ファイル「よかとこファイル」の活用      | 子どものことを知ってほしい時に、関係者（医療・保健・福祉・労働・保育、教育関係者等）に見せ、情報を共有するのに活用し役立てていただくため、保護者にお渡しする。                                                   | 「障がい福祉のしおり」や広報を通じ、各種手当やそ助成制度を周知し、障がい児やその家族の支援を行った。                                                                                                  | 令和4年度に新たに手帳を取得した47名（身体2名、知的40名、精神5名）の保護者等に対し、「障がい福祉のしおり」を渡し周知等を行った。                                       | 身体障害者手帳や療育手帳等の交付の際に、手帳など各種サービス等の説明を行っている。本庁と支所を含め、だれが窓口で対応しても、説明不足がないように研修会等を通して職員のスキルの向上を努める必要がある。                                                                                   | 「障がい福祉のしおり」や広報を通じ、各種手当や助成制度を周知し、障がい児やその家族の生活支援を行う。                                                                           |                                                             | 社会福祉課    |
| 46                   | 7   | 障がい児教育の充実                     | 障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者との連携を深め、適切な教育的支援を行います。また、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉症スペクトラムなど、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して障がい児教育に関する学習会・研修会等への参加を促進します。 | 研修実施                       | 市内幼稚園、保育所、小中学校、高校のコーディネーターを始めとする特別支援教育に関わる担当者への知識の向上を図るための研修等の実施                                                                  | 特別支援教育連携協議会を通じ、幼稚園、保育園の先生方にもコーディネーターとして参加していただくことで、支援を必要とする子どもたちについての共通理解を図り、連携した協力体制を整備している。令和4年度は書面で連携協議会を開催。                                     | 連携協議会を書面で2回開催                                                                                             | コロナ禍もあり今年度も書面により開催した。参集型の会議を実施する場合、各代表やコーディネーターとの日程調整が難しい。                                                                                                                            | 継続して取り組む                                                                                                                     |                                                             | 教育総務課    |
| 46                   | 8   | 障がい児に対する教育支援体制の整備             | 学校における特別支援学級の設置充実を図ります。また、特別支援教育に携わる教員などの資質向上を図ります。                                                                                                                                             | 宇城市特別支援教育連携協議会             | 地区連携協議会及び校種別研修会を実施し支援体制の整備を図った                                                                                                    | コロナ禍により一部計画変更や中止を行わざるを得なかったが、地区連携協議会や校種別研修会に講師を招聘して研修会を行うなど、発達障がい等に対する理解を深める取り組みを行った。                                                               | 特別支援教育連携推進事業での研修会のべ27回                                                                                    | 支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、関係者間の連携や専門性の向上を図る取組を引き続き推進していく必要がある。                                                                                                                             | 継続して取り組む                                                                                                                     |                                                             | 教育総務課    |
| 46                   | 9   | 障がい児の療育・教育相談・就学指導体制の充実        | 多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、個々の実態に即して就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら就学指導に努めます。                                                                                                                            | 宇城地域特別支援連携協議会（教育相談会）       | 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の育児や就学・進学、学習等について、必要な支援を行うため、個々の子どもの教育的ニーズに応じて、保護者・保育士・教員等に対し専門的な助言を行う。                                         | 旧母母の地区特別支援連携協議会で、幼・保・小・中の先生や保健師等と事例検討をし、適切な支援方法等について研修を行うとともに、令和2年度から配置している特別支援教育相談員を活用した就学相談事業の周知を行った。                                             | 市連携協議会 2回（書面）<br>実務担当者会議 2回<br>地区連携協議会 のべ17回<br>幼保研修会 1回<br>小学校部会 1回<br>中・高部会 1回<br>支援員研修会 1回             | 子どもの実態や支援の必要性について、保護者に誤解を与えずに理解していただくためにどう説明するかが課題である。                                                                                                                                | 継続して取り組む                                                                                                                     |                                                             | 教育総務課    |
| 47                   | 10  | 障がい児の療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実    | 障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導等について分かりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。                                                                                           | 宇城市特別支援教育総合推進事業            | 宇城市における特別支援教育を一層推進するため、宇城市特別支援教育連携協議会を設置し、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携を図り、宇城市及び各地区における支援体制を構築するとともに、特別支援教育に係る教員等の専門性の向上と関係者への理解・啓発を図る。 | 例年実施している連携協議会、実務担当者会議、地区連携協議会、校種別研修会などをおとし、関係機関の連携強化及び資質向上を図るとともに、教育相談員を活用した就学相談事業の周知を行った。また、相談員が市内保育園を訪問し、特別支援教育に関する啓発や保護者などからの相談対応を行った。           | 相談件数：710件<br>来庁・訪問・電話相談等                                                                                  | 子どもの実態や支援の必要性について、保護者に誤解を与えずに理解していただくためにどう説明するかが課題である。                                                                                                                                | 継続して取り組む                                                                                                                     |                                                             | 教育総務課    |
| 49                   | 1   | 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発          | 妊娠期から夫婦とともに協力しあいなから妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に望めるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。                                                                                                                           | 妊婦保健指導                     | 妊婦に対し、妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発を行う。                                                                                                    | すべての妊婦に対し、母子手帳交付時の個別面談を実施している。出産までの母体変化と胎児の発育過程を確認しながら、食事や歯科保健も含めた保健指導がきている。第1子届出の妊婦に対しては、父親用の育児手帳を発行し、早期からの父親の育児協力を促している。                          | 妊婦健診受診実人員・・・603件<br>妊婦健診受診述人員・・・4,513件                                                                    | 母子手帳発行時の妊婦への個別面談率は100%である。母子手帳発行日以外の届け出（個別発行）数も依然多いが、出産・育児支援の第一歩としての大事な機会ととらえ、今後も集団と個別の両方法での母子手帳発行を継続していく。しかし、個別対応は原則保健師が対応しており、栄養士、歯科衛生士が対応できない場合が多い。母子手帳発行日と比較し情報が行き届いていないことも懸念される。 | 今後も同様の取り組みを行う。                                                                                                               | 妊娠中に喫煙する人の割合→0%<br>妊娠中に家族が喫煙している人の割合→40%<br>妊娠中に飲酒する人の割合→0% | 健康づくり推進課 |
| 49                   | 2   | 母子健康手帳の早期交付                   | 妊娠11週までに母子健康手帳の交付と面接相談を行えるよう、早期の妊娠届提出の呼びかけや、妊娠期から母子保健・育児に関する相談対応を行います。                                                                                                                          | 妊婦保健指導                     | 母子健康手帳交付等において、全妊婦に対し、保健指導（個別相談）を行う。                                                                                               | 妊婦健康診査受診券の14回分発行に伴い、妊娠早期の届け出率（11週以内）は96.6%。医療機関との連携により早期の妊娠届出が定着しつつある。                                                                              | 妊娠12週以降に母子健康手帳交付した数13人（全数の3.4%）                                                                           | 母子健康手帳の早期交付が定着している。妊娠届出の遅延は、母体や胎児の異常が見逃されやすく母子双方にとつてリスクが大きくなるため、こうしたケースが生じた背景を随時把握し、今後の防止策に反映させていくことが課題である。                                                                           | 今後も同様の取り組みを行う。                                                                                                               | 妊娠11週以下での妊娠の届け出率→95%                                        | 健康づくり推進課 |

| すこやか宇城っ子プラン<br>該当ページ | No. | 施策名                       | 取組内容                                                                                                                                                                   | 関連事業名・取組名                                                          | 左記概要                                                                                                           | 4年度の実績<br>(進捗状況等)                                                                                                                                                                                                                             | 4年度の実績<br>(実績値)                                         | 現状と課題                                                                                                                                                                       | 3年度から6年度の取り組み内容                                                                                                     | 令和6年度目標値                                                                                           | 担当課                   |  |
|----------------------|-----|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--|
| 49                   | 3   | 妊産婦訪問指導の充実                | 既往妊娠時に異常のあった妊産婦等、個別の支援を要するハイリスク妊産婦や出産に不安を抱いている妊婦に対する訪問指導を充実し、安全・安心な妊娠・出産の確保を図ります。                                                                                      | 妊婦保健指導                                                             | 妊婦に対し、妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発を行う。（母子保健における評価指標）                                                                   | 母子健康手帳発行時の個別面談により、ハイリスク妊産婦として支援が必要と判断した際には、担当地区保健師へ繋げる他、必要な関係機関（児童センター等）との連携を図り対応している。電話や来所による個別相談、家庭訪問を通し、妊娠期から産後までの継続した支援を行っていた。2カ月児訪問では、傾聴を心がけるとともにエシジバラ産後うつ病問診表によるスクリーニングを実施し、必要に応じ医療機関受診を勧めている。                                          | 母子健康手帳交付<br>・・・380件<br>転入・・・44件<br>産後うつ情報提供<br>・・・30件   | 現状ではメンタル面や社会的要因で支援が必要な妊婦を中心にフォローしている。低体重児出生の減少のためには、妊婦健診結果の把握により異常所見（血糖・尿蛋白・血圧）を呈する妊婦への対応も不可欠である。こうした妊婦への支援には、医療機関との連携が必須であり、今後どのような形で連携を図っていくか検討を進めていくことが課題である。            | 今後も同様の取り組みを実施<br>異常所見（血糖・尿蛋白・血圧）のある妊婦の把握及び支援                                                                        | ①低出生体重児（2500g未満）の割合→6.0%<br>そのうち、極低出生体重児（1500g未満）の割合→12%<br>正期産にもかかわらず低出生体重であった児→45.0%<br>②乳児死亡→0人 | 健康づくり推進課              |  |
| 50                   | 4   | 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進     | 妊産婦相談等で喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。                                                                                                        | 妊婦保健指導・相談                                                          | 妊婦に対し、妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発を行う。                                                                                 | 母子健康手帳交付時や健康診査・健康相談等を通して家族の禁煙指導、健診会場等でのポスター掲示による啓発に取り組んでいる。妊娠がわかった時点での喫煙率は12.3%に対し、妊娠中継続した喫煙率は1.9%と妊娠により禁煙できた妊婦の割合は多いが、0%にはならない現状がある。保健福祉センター敷地内禁煙に努めている。                                                                                     | 妊娠中に喫煙する人の割合→1.9%<br>妊娠中に家族が喫煙している人の割合→46.0%            | 喫煙を継続する妊婦は、妊娠中のタバコの害は理解しているが、実際禁煙まで至らないという現状がある。家族の喫煙率は46.0%と多く、今後も妊婦と家族双方に対して、タバコの害について伝えるとともに、分煙や禁煙外来などの専門機関の情報提供を積極的に行っていく必要がある。                                         | 今後も同様の取り組みを行う。                                                                                                      | 妊娠中に喫煙する人の割合→0%<br>妊娠中に家族が喫煙している人の割合→40%                                                           | 健康づくり推進課              |  |
| 50                   | 5   | 特定不妊治療に対する助成制度の広報         | 体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。                                                                                                                                 | 「宇城市不妊治療費助成事業」                                                     | 不妊治療をしているご夫婦に対して治療費を助成する。夫婦1組に対して1年度当たり8万円。対象となる治療は、体外受精・顕微授精又は男性不妊治療です。                                       | 熊本県等特定不妊治療費助成事業の承認を受けた方を対象に、夫婦1組に対して1年度当たり限度額8万円を助成。令和4年4月から不妊治療が保険適用になったことで、令和4年度の助成対象者は、令和3年度以前より治療を開始し、令和5年3月31日までに1回の治療を終えた方と限定された。                                                                                                       | 申請件数：実人数15人、延べ15人                                       | 必要に応じた情報提供ができています。関係機関にも情報提供を実施している。<br>令和4年4月から特定不妊治療費が保険適用となり、熊本県の特定不妊治療費助成事業は終了となったが、保険適用になって1回あたりの治療費は高額であるため、市では、令和5年度より新たに生殖補助医療費助成事業として治療費の一部の助成（自己負担の1/2額）を開始予定である。 | 令和4年度で、特定不妊治療費助成事業が終了し、令和5年度は、生殖補助医療費助成事業として体外受精・顕微授精の保険適用分の治療費を一部助成（自己負担の1/2額）を実施していく。<br>令和6年度以降は継続を含め未定。         | 申請件数：延べ35人                                                                                         | 健康づくり推進課              |  |
| 50                   | 6   | 一般不妊治療費助成制度の広報            | 不妊症の夫婦に対して、不妊治療のうち保険外診療である人工授精に要する費用助成制度の広報に努めます。                                                                                                                      |                                                                    | 人工授精による治療行為                                                                                                    | 保険適用分の人工授精による治療費に対し、夫婦1組あたり1回の妊娠につき5万円を上限に助成。                                                                                                                                                                                                 | 申請件数：実人数20人、延べ24人                                       | 必要に応じた情報提供ができています。また、関係機関にも情報提供を実施している。<br>令和4年4月から一般不妊治療費が保険適用となったが、熊本県少子化対策総合交付金事業の一つに本事業があるため、令和5年度は夫婦1組あたり、4万円を上限に治療費の一部を助成していく予定                                       | 一般不妊治療に対する助成制度の周知と実施の継続する。                                                                                          | 申請件数：延べ70人                                                                                         | 健康づくり推進課              |  |
| 50                   | 7   | 早産予防対策の充実                 | 早期出産を予防するため、妊婦に対する産分泌物検査、歯周病検査にかかる費用助成制度の広報に努め、早産を予防し、未熟児の減少に努めます。                                                                                                     | 母子健康手帳交付<br>妊婦健康診査                                                 | 早産のハイリスクの一要因である妊婦の感染症（絨毛膜羊膜炎及び歯周病）に係る検査又は健康診査を実施する。<br>①妊婦健康診査初回に「産分泌物細菌検査」を追加<br>②妊婦歯科健康診査                    | 母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査と妊婦歯科健康診査受診券及びチラシを交付                                                                                                                                                                                                         | ①妊婦健康診査検査数4,513件（内初回検査368件）<br>②妊婦歯科健康診査実施数144人         | 必要に応じた情報提供ができています。また、関係機関にも情報提供を実施している。                                                                                                                                     | 今後も同様に早産予防対策を継続する。                                                                                                  | ①全検査3,000件(内初回検査300件)<br>②70人                                                                      | 健康づくり推進課              |  |
| 50                   | 8   | 男性の家庭生活（家事・育児等）への積極的参加の促進 | 「性別による固定的な役割分担意識解消」「男性の家事・育児等への参加」を目的とした講演会やセミナーを実施し、日頃からの男性の家庭生活への積極的参加を促進します。                                                                                        | ・パートナーシップ・セミナー<br>・パートナーシップ・フェスティバル<br>・出前講座<br>・広報うき毎月掲載<br>・パネル展 | 性別による固定的役割分担意識の解消を図るための各種セミナー、市民向けの啓発イベントの開催。また、各種団体等に出向いての啓発講座や広報うきやパネル展を通じた男性の家事・育児参加、ワークライフバランスの推進と啓発などの実施。 | 広報うきの「パートナーシップ通信」で市民全体へ啓発を行った。セミナーでは、親子おさかな料理教室や男性の介護教室など、男女共同参画を発信するセミナーを行った。毎年開催するパートナーシップ・フェスティバルは、男女共同参画都市宣言から15年目となることから記念事業として開催した。また、企業や各種団体向けに男女共同参画に関し、希望するテーマについての出前講座を行った。パネル展は「男女共同参画週間」「パートナーシップ・フェスティバル」「女性に対する暴力をなくす運動期間」に行った。 | ・広報うき毎月掲載<br>・セミナー開催 3シリーズ 延べ7回<br>・出前講座 9回<br>・パネル展 3回 | 男女の固定的な役割分担意識の是正は、意識改革は難しい。性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成が重要であるため、男女共同参画講座、セミナーを実施し、効果的且つ継続的に市民の意識改革を行っていく必要がある。                                                            | 広報やホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報を発信する。更に、多くの市民が参加できるフェスティバル、多種多様なセミナーを開催し意識改革、男女共同参画に関する理解促進を行う。<br>リモートで行うセミナーを実施して行く。 | ・広報うき毎月掲載<br>・セミナー 2回<br>・出前講座 10回<br>・フェスティバル（9月）<br>・SNS等を活用した啓発活動<br>・オンラインセミナー                 | 人権啓発課                 |  |
| 51                   | 1   | 子育てに関する相談体制の充実            | 子育てに関する相談窓口は、乳幼児期においては保健師等による母子保健事業での各種相談のほか、子育て支援コーディネーターや各地域の子育て支援センターによる相談窓口があります。また、学齢期・思春期の相談窓口として、家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等を配置するなど、各年代に対応した相談体制の充実を図ります。 | こども相談室（子ども家庭総合支援拠点事業）                                              | 家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、児童に関する相談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必要に応じて、専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら、幅広く子育て支援を行っている。  | 家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、子どもに関する相談等の対応や関係機関と連携してケース支援を行った。                                                                                                                                                                                     |                                                         | 社会情勢の変化により相談内容も複雑化してきているため、相談担当者の専門性の向上が求められる。                                                                                                                              | 今後も相談担当者の専門性向上のため、積極的に研修等への参加を図る。                                                                                   | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター                                                                              |                       |  |
| 52                   | 2   | ホームページやガイドブック等の充実         | 子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市の公式ホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックなど、各種情報誌の充実を図ります。                                                                  |                                                                    |                                                                                                                | 広告掲載企業協賛により作成した子育て情報誌「宇城市子育てガイドブック」を、各庁舎の窓口、保健福祉センターにおいて妊婦・転入者等へ配布した。また子育て支援センター・子育てひろばなど子育て世帯が利用する場所に配布した。各種子育てに関する情報はホームページや広報「ウキカラ」に掲載して周知した。                                                                                              |                                                         | 子育て関連の施策の展開は早く、現状に則した情報誌の作成とホームページや広報でのタイムリーな情報の発信が課題。                                                                                                                      | 子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市の公式ホームページ上の子育て情報の充実を図る。また、子育て世帯の生活スタイルに合わせた情報発信の方法を検討する。（情報メールやスマートフォンアプリなど）           |                                                                                                    | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |  |
| 52                   | 3   | 地域子育て支援拠点事業の実施            | 乳幼児のいる子育て中の親子に、相互に交流できる場の提供と、育児相談や情報提供、講習会等の支援を行います。市内7カ所で実施します。<br>（第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照）                                                            | 地域子育て支援拠点事業                                                        |                                                                                                                | 子育て支援センター（5カ所）と子育てひろば（2カ所）の7施設合算の月平均で施設利用者226人。各施設のチラシを市HPに毎月掲載したほか、窓口などでチラシの掲示・配付を行った。広報誌「ウキカラ」に各施設の行事を連載したほか、宇城地域の支援センター情報紙を3回発行した。年4回担当者連絡会議を開催し、情報共有を図ると共に、テーマを決めて自主研修にも取り組んだ。今年度は新型コロナウイルスの影響で自主研修を中止し、新型コロナウイルス感染症対応について書面にて情報共有に変更した。  | 利用者数のべ4,742人（7カ所合計）                                     | 今年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発出のため電話相談のみ受け付けた期間があった。また、感染症への警戒が利用者数が7カ所全てにおいて減少傾向にあった。会議や書面等で感染症防止について情報を共有し、防止対策を行った。講座等においても予約制にし3密を避けるなど対応を行っている。                            | 新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、相互に交流できる場の提供と、育児相談や情報提供、講習会等の支援を行う。担当者連絡会議を継続し、情報共有とスキルアップに努める。                             | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター                                                                              |                       |  |
| 52                   | 4   | 乳児家庭全戸訪問事業の実施             | 生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供等を行い、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。<br>（第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照）                                          |                                                                    |                                                                                                                | 母子保健推進員及び保健師により乳児家庭への訪問を実施した。<br>348名実施                                                                                                                                                                                                       | 348名訪問実施                                                | 母子保健推進員の報告内容にバラつきがある。                                                                                                                                                       | 引き続き母子保健推進員への研修を通して、報告書への記入内容の精度向上を図る。                                                                              | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター                                                                              |                       |  |
| 52                   | 5   | 産後ホームヘルパー派遣事業の実施          | 産後、体調不良等により家事や育児が困難な家庭や家族等の支援を受けることができない家庭に対して、安定的な養育ができるよう適切なサービス提供を図ります。<br>※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照                                                   |                                                                    |                                                                                                                | 産後に家事援助が必要な家庭に対し、ホームヘルパー派遣を実施した。                                                                                                                                                                                                              | 延べ47件実施                                                 | 委託事業者を増やし2つの事業者と委託契約を行ったものの、マンパワー不足は解消されておらず、十分な提供ができていない。                                                                                                                  | 委託業者をさらに増やすなど、安定的な提供体制の整備を図る。<br>伴走型支援により、必要な方へ事業の紹介を行う。                                                            | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター                                                                              |                       |  |

| すこやか宇城っ子プラン<br>該当ページ | No. | 施策名                   | 取組内容                                                                                                                                                                                       | 関連事業名・取組名                                      | 左記概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 4年度の実績<br>(進捗状況等)                                                                                                                                                                               | 4年度の実績<br>(実績値)                                                           | 現状と課題                                                                             | 3年度から6年度の取り組み内容                                                                                                                                                                                 | 令和6年度目標値     | 担当課                   |
|----------------------|-----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------|
| 52～53                | 6   | 親子ふれあい支援事業・親育ち支援事業の充実 | 乳幼児期に関しては、母子保健事業での保健師等による健康教育事業のほか、育児不安等の親への支援として“Nobody’s Perfect”（NP）プログラム事業や親子あそびの教室により子育て支援の充実を図ります。また、学前期・思春期に関しては、くまもと「親の学び」プログラム事業を実施し親同志の繋がりを作り、新たな「気づき」を得る機会の一つとして支援を行います。        | ①親子ふれあい支援事業「親子あそびの教室」<br><br>②親育て支援事業「NPプログラム」 | ①就園前の児童とその保護者を対象とした、親子ふれあい支援事業「親子あそびの教室」を実施。保育士資格を持つ子育て支援コーディネーターが、親子での遊びを通して、ひとりひとりの子どもに沿った関わり方、子どもの発達を促す丁寧な子育てについて、保護者への提供を行う。<br><br>②NPプログラムを開催し、子育てに悩む母親同士の交流の場を設け、互いに悩みを相談できる関係づくりを促す。また、この事業をきっかけに自主サークルが発足した例がある。定員10人で週1回、連続8回の講座開催。<br>※「NPプログラム」の注釈<br>Nobody’s Perfectプログラムは、1980年代はじめにカナダで生まれた、0歳から5歳までの子どもを持つお父さんとお母さんのためのプログラムです。ファシリテーターのサポートにより、子どもの体や心の発達・子育てについてなど、参加される方々が抱えている悩みや、関心のあることについて、交流しながら自分に合った子育ての仕方を学んでいきます。 | ①ライフスタイルの変化に伴う保護者の職場への早期復帰等により、「親子あそびの教室」に参加可能な親子が減少したため、令和3年度で事業廃止とした。<br>②子育て中の母親に対し、NPプログラムを実施した。                                                                                            | NPプログラム<br>・事前説明会1回<br>・本講座8回<br>・同窓会1回<br>参加6名（延43名）<br>託児6名（延40名）       | ①育児不安等がある母親については、何らかの支援が必要となる。<br>②広報やホームページ等で参加者を募集するが、応募者が少ない。                  | ①支援が必要な母子については、保健師と連携して、家庭訪問による育児指導等の支援で対応する。<br>②効果的な周知方法等の検討を図る。                                                                                                                              |              | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
| 53                   | 7   | 児童虐待防止等に向けた体制の充実      | 子育てに関する相談については、乳幼児期や学齢期など、各年代に対応した相談体制を整備し、育児不安の軽減及び養育環境の改善等を支援します。また、児童虐待及びDV（ドメスティックバイオレンス）に対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携して対応するため、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会による会議等を実施し、児童虐待等の予防及び早期発見に努めます。 | 宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会                        | 関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を開催。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報共有や支援策の検討を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議は、新型コロナウイルス感染が収まったため対面にて開催。なお、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報共有や支援策の検討を行った。                                                                                          | 代表者会議2回<br>実務者会議12回<br>個別会議 104回                                          | 関係機関との連携方法について、引き続き研修等で周知する必要がある。                                                 | 今後も代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議などで連携方法の周知を図る。                                                                                                                                                          |              | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
|                      |     |                       |                                                                                                                                                                                            | 宇城市子ども家庭総合支援拠点事業                               | 市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に相談等の子ども家庭支援全般に係る業務のほか、要保護児童等及び特定妊婦等への支援業務、関係機関との連携調整などの業務を担う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 子どもに関する相談等の子ども家庭支援全般に係る業務のほか、要保護児童等及び特定妊婦等への支援業務、関係機関との連携調整などの業務を実施した。                                                                                                                          |                                                                           | 社会情勢の変化により相談内容も複雑化してきているため、相談担当者の専門性の向上が求められる。                                    | 今後も相談担当者の専門性向上のため、積極的に研修等への参加を図る。<br>令和5年度より、こどもセンターを設置し、子育て世代包括支援センター機能と一体化した相談支援体制を整える。                                                                                                       |              | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
| 54                   | 1   | 子育て短期支援事業の実施          | 保護者が病気や事故等で一時的に家庭での児童の養育ができなくなった場合に、市外の児童福祉施設等において、生活指導や食事の提供等を行います。<br>※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照                                                                             | 子育て短期支援事業                                      | 保護者の疾病その他の理由により家庭に於いて児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行う事業。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和4年度は昨年度同様、利用登録 0件 利用者0人。八代乳児院（八代市）・ナザレ園（八代市）・みどり園（上天草市）慈愛園乳児ホーム（熊本市）に事業を委託。事業内容については、市ホームページ・ガイドブックに掲載し、各種相談などで保護者に情報提供している。                                                                  | 4か所委託<br>利用登録 0件<br>利用者 0件                                                | 市民の利用が無い年度もあるが、必要な事業であり、引き続き実施体制は整えておく。                                           | 市民の利用が無い年度もあるが、必要な事業であり、引き続き実施体制は整えておく。                                                                                                                                                         | 引き続き取り組んでいく。 | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
| 54                   | 2   | ファミリー・サポート・センター事業の充実  | 子育て世帯の支援のため、広く事業をPRすると共に、利用者のニーズを把握し、会員の増員を図ります。<br>※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照                                                                                                 | ファミリーサポートセンター事業                                | 児童の預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動の連絡、調整を行い地域における育児の相互援助活動を推進する事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 「宇城市ファミリーサポートセンター」（病児・病後児の取り扱いを含め）の会員は令和5年3月現在で援助会員40人・利用会員156人・両方会員6人の計202人となった。26、27年度は実績のあった病児の預かりについては今年度の利用はなかった。                                                                          | 活動件数167件                                                                  | 令和4年度まで社会福祉協議会へ委託し事業を行っていたが、令和5年度より宇城市直営での運営を行う。                                  | 子育て世帯の支援のため、広く事業をPRすると共に、利用者のニーズを把握し、会員募集に努める。                                                                                                                                                  | 会員を増やす。      | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
| 55                   | 3   | 行政主催のイベント等への託児コーナー設置  | 子育て中の保護者に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。                                                                                                                                     |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 今年度は新型コロナウイルスの影響で多くのイベント等が中止になったが、行政が主催するイベントや講座等には、託児コーナーを設置するよう努めた。                                                                                                                           |                                                                           | 行政主催のイベントで託児サービス設置については関係各課と協議していく必要がある。                                          | 保育サービスを行っている事業者と業務委託契約を締結している。保護者が安心してイベント等に参加できるように継続していく。                                                                                                                                     |              | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
| 55                   | 4   | 一時預かり事業の充実            | 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業を充実していきます。<br>※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照                                                                                                          | 一時預かり事業                                        | 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。                                                                                                                                                                                                                        | 認可保育園11カ所の園で取り組んでおり、今後も引き続き継続し、市民への周知を図っている。                                                                                                                                                    | 宇城市管内保育所3園<br>認定こども園 1園                                                   | 認可保育園の入所定員の関係等により、一時預かりも定員いっぱい状況で、予約が取りにくい状況になっている。                               | 里帰り出産等で一時預かりのみを利用し、たい保護者が利用できるよう、できるだけ待機児童を発生させないように努め、また託児所等の利用も周知する。                                                                                                                          |              | 子ども未来課                |
| 55                   | 5   | 病児保育事業の実施             | 子育て家庭が安心して就労できるよう、自宅での保育が困難な病児や病後児を一時的に保育する病児保育事業を継続していきます。<br>また、熊本市と協約を結ぶことにより、熊本市内の病児保育事業も利用できる体制を継続します。                                                                                | 病児・病後児保育事業                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 病児保育を宇城市管内で2施設で事業を実施し月平均30人程度の利用があった。                                                                                                                                                           | 利用定員<br>2施設 計10名/日<br>延べ利用児童数364人                                         | 病児については、月平均30人での利用があり、市からの利用もあっている。熊本市と連携しているため、熊本市内の事業所の利用ができるようになっていく。          | 今後は、病気時の対応として保護者のニーズを把握し事業実施施設を設置できるよう努めていく。また、今後も引き続き継続し、市民への周知を図っていく。                                                                                                                         |              | 子ども未来課                |
| 55                   | 6   | 休日保育事業の実施             | 子育て家庭が安心して就労できるよう、保育園・認定こども園等が休みの休日に保育を行う休日保育事業を継続していきます。                                                                                                                                  | 休日保育事業                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 宇城市管内で1カ所、事業を展開している。延べ利用児童数は年間約250人、今後も引き続き継続し、市民への周知を図っていく。                                                                                                                                    | 延べ利用児童数約250人                                                              | 豊福保育園が休日保育事業をおこなっており、延べ利用児童数は年間約250人の利用があっているが、市民への周知徹底が不十分である。                   | 共働きにより休日も保育が必要な家庭に利用できるよう、更に市民への周知を図っていく。                                                                                                                                                       |              | 子ども未来課                |
| 55                   | 7   | 保育園・認定こども園等入所児童の拡充    | 増加する保育ニーズに対応するため、既設園の利用定員の見直しと、民営化した公立保育園の施設整備を補助し、3園の利用定員拡大を行います。<br>また、保育の需要が特に高い松橋地域に、新たに認可保育園を設置します。<br>※第4章「2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保」参照                                                 |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 令和3年度に松橋保育園の施設整備が完了し、令和4年度からの利用定員について10人増となった。                                                                                                                                                  | 利用定員<br>1号：254人<br>2・3号：2,049人                                            | 令和4年度末に0歳児18人、1歳児3人の待機児童が発生している。<br>地域によって保育ニーズに差がある。                             | 民営化した公立保育園の施設整備の補助を行う。青海保育園（R5年度予定）、不知火保育園（R6年度予定）                                                                                                                                              |              | 子ども未来課                |
| 56                   | 1   | 各種手当の支給               | 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。                                                                                                                               | 児童手当制度（児童手当法）<br>児童扶養手当制度（児童扶養手当法）             | 【児童手当】家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とし、児童を養育している人に手当を支給する。<br>【児童扶養手当】父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る手当を支給する。                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 【児童手当】支給額 3歳未満 15,000円、3歳以上小学校終了前 10,000円（第3子は15,000円）、中学生 10,000円。6月、10月、2月に定期払を実施した。支給対象児童数 6,525人。<br>【児童扶養手当】支給額第1子44,140円～10,410円、第2子10,420円～5,210円、第3子以降6,250円～3,130円 5,7,9,11,1,3月の年6回支給 | 【児童手当】<br>受給者数 3,530人<br>支給額 880,335,000円<br>【児童扶養手当】<br>支給額 257,560,880円 | 子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上のため、法に基づき手当を支給している。制度の周知に努め、市民課等と連携し、申請漏れのないよう事業を実施する。 | 引き続き制度の周知に努め、児童手当法および児童扶養手当法に基づき適切に支給する。                                                                                                                                                        |              | 子ども未来課                |
| 57                   | 2   | SNSを活用した子育て用品のリサイクル   | LINE等のSNSを活用し、宇城地域（宇土市・宇城市・美里町）で子育て情報専用のアカウントで、地域内の支援センターのプログラムやイベントをはじめとした、さまざまな子育てに関する情報発信を行います。<br>また、併せて、不要となった子育て用品を参加会員が個別にアップし、マッチングできれば最寄りの支援センター等で受け渡していただけるような仕組みを構築していきます。      |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 子育てひろば・子育て支援センター7か所中5か所「お譲り会」で育児用品のリサイクル情報を提供している。他2か所も検討中である。今年度は新型コロナウイルス感染症によりイベントを縮小しているため、「お譲り会」は中止した。                                                                                     |                                                                           | 併設保育園のバザーの情報を提供したり、子育て支援センターの情報誌等で発信をしたりしている。各支援センターの情報や子育て情報をホームページ等で発信していく。     | 引き続き情報等を提供していく。                                                                                                                                                                                 |              | 子ども未来課                |
| 57                   | 3   | こども医療費の助成             | こども医療費については、引き続き中学3年生までの助成を行いました。                                                                                                                                                          | 宇城市こども医療費助成事業                                  | こどもの疾病の早期発見を促進し、その健康保持及び健全育成並びに子育て支援を図るため、医療費の一部負担金に対し助成を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 助成対象児童数：7,769人                                                                                                                                                                                  | 助成件数：79,692件<br>助成額：138,055,394円                                          | 現物給付を導入し、保護者の窓口負担の軽減を図っている。入院費については全て償還払い。                                        | 引き続き事業を実施する。就学前は自己負担0円、小学生以上は保険医療機関毎に外来1,000円/月、入院2,000円/月の負担となっている。<br>令和4年度より、受給者証交付申請及び受給資格変更届をオンラインで申請できるようになりました。<br>なお、令和5年度は償還払のオンライン申請の実施に向けて検討中です。<br>令和5年4月1日診療分から、対象年齢を18歳まで引き上げました。 |              | 医療保険課                 |

| すこやか宇城っ子プラン<br>該当ページ | No. | 施策名                          | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                   | 関連事業名・取組名                                                            | 左記概要                                                                                                | 4年度の実績<br>(進捗状況等)                                                                                                                                       | 4年度の実績<br>(実績値)                                                                                                         | 現状と課題                                                                                                                                                                                          | 3年度から6年度の取り組み内容                                                                                                            | 令和6年度目標値                       | 担当課                   |
|----------------------|-----|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 57                   | 4   | ひとり親家庭に対する医療費の助成             | ひとり親家庭に対する医療費助成制度の継続実施を図ります。                                                                                                                                                                                                                                           | 宇城市ひとり親家庭等医療費助成事業                                                    | ひとり親家庭等における父母及び児童の健康保持に助力し、経済的自立と家庭生活の安定のため医療費の一部を助成する。                                             | ひとり親家庭に対する医療費助成は、継続実施中。こども医療費との重複受給者などに、両制度の相違点などを啓発した。<br>助成件数：5,133件 助成額：9,402,670円                                                                   | 助成件数：5,133件<br>助成額：9,402,670円                                                                                           | ひとり親家庭の経済的自立の支援及び健康保持のため医療費の一部を助成している。償還払いのみ。                                                                                                                                                  | 引き続き事業を実施する。一部負担金の2／3を助成する。                                                                                                |                                | 子ども未来課                |
| 57～58                | 5   | ひとり親家庭等の自立支援                 | 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の困りの状況に応じた就業相談や求人情報の提供等を行なうとともに、ひとり親家庭等の就業促進のため、教育訓練、高等職業訓練、日常生活支援、福祉資金貸付等の就業支援を継続していきます。                                                                                                                                                          | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業<br>ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業<br>ひとり親家庭等に対する家庭生活支援員派遣事業 | ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その児童の福祉を増進する事業                                                           | 高等職業訓練促進給付金受給者は3人（看護師1人、准看護師1人、美容師1名）で内1人は今年度で卒業となる。今年度は自立支援教育訓練給付金を利用し2人が資格を取得（准看護師1人、医療事務1人）。日常生活支援の派遣対象利用は0件。引き続き、母子家庭等ひとり親家庭の自立促進・生活安定のため支援を継続していく。 | ・高等職業訓練促進給付金受給者は3人（看護師1人、准看護師1人、美容師1人）で内1人は今年度で卒業となる。<br>・日常生活支援の派遣対象利用は0件。<br>・自立支援教育訓練給付金を利用し2人が資格を取得（准看護師1人、医療事務1人）。 | ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、母子・父子自立支援員と連携し、児童扶養手当認定時等に制度説明を行う等としての周知に努めている。高等職業訓練については、毎年新規の申請があっており、修了後は就職に繋がっている。平成28年4月から支給要件が拡大している。教育訓練についても給付額が引き上げられ、29年度にも給付の枠が広がった。制度自体に加え、利用方法等についての周知も課題である。 | 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の困りの状況に応じた就業相談や求人情報の提供等を行ないます。ひとり親家庭等の就業促進のため、教育訓練、高等職業訓練、日常生活支援、福祉資金貸付等の就業支援を継続していきます。積極的に制度の周知に努めます。 |                                | 子ども未来課                |
| 58                   | 6   | 保育料と副食費の無償化                  | 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育園・認定こども園等を利用する子どもたちのうち、3歳から5歳、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料を無償としています。また、要件を満たす幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する子どもたちの利用料も無償としています。さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として、無償化後も引き続き保護者負担とされた副食費についても、市が負担する副食費無償事業を継続していきます。 | ・副食費無償                                                               |                                                                                                     | 令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化により、対象となる児童の利用料を無償としている。<br>副食費についても、市が負担し子育て家庭の経済的負担の軽減を図っている。                                                                 | 副食費（市補助）人数：延べ11,125人                                                                                                    | 無償化の対象となる年齢や要件について、更なる周知が必要。                                                                                                                                                                   | 国の制度に従い、引き続き無償化を行う。<br>副食費の無償化についても、事業を継続する。                                                                               |                                | 子ども未来課                |
| 58                   | 7   | 保育料の補助                       | 保育料と副食費の無償化に加え、同一世帯から2人以上の子どもが利用する場合の保育料を引き続き減免します。また、市が定める第3子に該当する場合も引き続き保育料の無償化を行い、子育て家庭の経済的負担を軽減します。                                                                                                                                                                | ・第3子以降保育料無償                                                          |                                                                                                     | 幼児教育・保育の無償化の一環として、同一世帯から2人以上の子どもが利用する場合、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償とした。<br>また、市が定める第3子に該当する場合は、同時に保育所等を利用しない場合も無償とした。           |                                                                                                                         | 保育料と副食費の無償化と併せ、更なる周知が必要。                                                                                                                                                                       | 国の制度に従い、引き続き無償化を行う。<br>市の第3子以降無償化についても、事業を継続する。                                                                            |                                | 子ども未来課                |
| 58～59                | 8   | 生活に困窮した家庭に対する自立支援            | 生活に困窮した世帯及び関係者からの相談に応じ、個々の課題に応じた支援を行います。                                                                                                                                                                                                                               | 生活困窮者自立相談支援事業                                                        | 経済的困窮をはじめとした就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス等さまざまな課題に応じてプランを作成し、必要なサービスにつなげる。                        | R1より事業を社会福祉協議会へ委託をしている。<br>コロナ禍において、生活困窮者が増えてきている。コロナの影響による貸付金の延長においては、全員面談を行っている。<br>SSWからの相談も増加してきている。                                                | 新規相談者121人                                                                                                               | 様々な関係機関との連携が重要となっている。コロナの影響により生活困窮者が増加傾向にある。委託をしたことで、本庁へ相談来庁された方への対応を検討する必要がある。                                                                                                                | コロナの影響による生活困窮者がさらに増加してくると思われる。さらに関係機関との連携を密に行い、支援を行っている。                                                                   |                                | 社会福祉課                 |
|                      |     |                              | 子どもの学習・生活支援事業                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                      | 「貧困の連鎖」を防止するため、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を行う。                                  | 県との合同委託を行っている。                                                                                                                                          | 事業利用者168人（延べ人数）                                                                                                         | 事業に対する学校の認知度の低さ、理解不足がみられる。                                                                                                                                                                     | 学校への事業の周知及び理解促進を行っている。                                                                                                     |                                | 社会福祉課                 |
|                      |     |                              | 家計改善支援事業                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                      | 家計に問題を抱える相談者からの相談に応じて家計の状況を「見える化」し、滞納の解消、各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援等を通して、家計再生の計画を作成し、家計管理の意欲向上に努める。 | R1より事業を社会福祉協議会へ委託をしている。                                                                                                                                 | 事業利用者12人                                                                                                                | 本庁へ相談来庁されたかたへの対応について検討する必要がある。                                                                                                                                                                 | コロナの影響による生活困窮者がさらに増加してくると思われる。相談しやすい体制づくりを検討する。                                                                            |                                | 社会福祉課                 |
| 59                   | 9   | ファミリー向け公共賃貸住宅の供給支援           | 市営住宅は生活困窮世帯に公平に供給するための住宅です。公共賃貸住宅確保に関する情報提供について、広報等により随時周知を行います。                                                                                                                                                                                                       |                                                                      |                                                                                                     | 入居については、補充募集を行い、9月に1戸の入居を実施しました。退去については、有効期間満了による退去1戸、自己都合（物件購入）退去が1戸の計2戸が3月に退去します。                                                                     | R4年度末現在で全16戸のうち14戸が入居中です。                                                                                               | キャッスル曽原団地はR19年度にPFにより建設された市営住宅です。18歳以下の子どものいる世帯が入居できるこの団地においては、R4年度末現在で2戸空いていることからR5年度に補充入居募集を行い全戸入居とする予定です。                                                                                   | キャッスル曽原の全戸入居を維持するよう努める。<br>公共賃貸住宅確保に関する情報提供について広報等により随時周知を行い、市営住宅の申込が難しい方には、セーフティネット住宅の活用をご案内します。                          | キャッスル曽原においては、毎年16戸全戸入居を目標とします。 | 都市整備課                 |
| 61                   | 1   | 児童福祉センター事業の充実                | 児童福祉センターを市の子ども家庭総合支援拠点の実施機関と位置付け、関係機関と連携を取りながら、地域における子育て支援の推進を図ります。<br>また、市の児童虐待の専属機関として、児童虐待の予防及び早期発見・対応を市内関係機関や県中央児童相談所と連携して行うとともに、宇城市要保護児童対策及UDV防止対策地域協議会の調整機関として、保育所や学校だけでなく福祉・保健・医療分野など様々な関係者の協力を得て、児童虐待の防止に取り組んでいきます。                                            |                                                                      |                                                                                                     | 児童福祉センターが担う児童相談業務やNPプログラムや産後ホームヘルパー派遣事業等の子育て支援事業を実施した。                                                                                                  |                                                                                                                         | 社会情勢の変化により相談内容も複雑化してきているため、相談担当者の専門性の向上が求められる。                                                                                                                                                 | 今後も相談担当者の専門性向上のため、積極的に研修等への参加を図る。<br>令和5年度に、こどもセンターの開設がされ、子育て世代包括支援センターや利用者支援等の事業と一体化した取り組みを行っている。                         |                                | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
| 61                   | 2   | 民生委員・児童委員、母子保健推進員による相談・支援の充実 | 各地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による子育て家庭に対する相談・支援の充実を図ります。また、地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員と日頃から交流が図れるよう支援します。                                                                                                                                      |                                                                      |                                                                                                     | 民生委員児童委員への研修を実施したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった地区もあった。また、母子保健推進員への乳児家庭訪問事業の研修も新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。                                                     |                                                                                                                         | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修ができないことがあり、対応方法等の周知が充分には図れなかった。                                                                                                                                           | 引き続き研修機会を通して、関係機関への対応方法等の周知を図る。                                                                                            |                                | 子ども未来課<br>5年度～こどもセンター |
| 61                   | 3   | 幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定        | 保育園・認定こども園等と小学校間で連絡協議会を開催し、連携や交流を推進することで、相互の活性化を図り、市内の教育環境の底上げを図ります。                                                                                                                                                                                                   |                                                                      |                                                                                                     | 諸教育計画に幼・保・小連携教育を位置づけ、指導者同士の連携や就学前からの教育相談を行うとともに、幼児期からの教育内容・保育内容の連続性を図った。                                                                                |                                                                                                                         | 家庭教育の取り組みも重要になるので、家庭、幼保、小の連携と保護者の意識向上を一層図っていく必要がある。                                                                                                                                            | 継続して取り組む                                                                                                                   |                                | 教育総務課                 |
| 61                   | 4   | 地域活動への教職員の自主的参加              | 教職員である前に地域住民であることを自覚し、地域の子どもは地域で育てることを合言葉に、教職員の地域行事への参加を促し、学校と地域の一体化を図ります。                                                                                                                                                                                             |                                                                      |                                                                                                     | 教職員である前に地域住民であることを自覚し、地域行事へ参加した。                                                                                                                        |                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                            |                                | 教育総務課                 |

| すこやか宇城っ子プラン<br>該当ページ | No. | 施策名 | 取組内容                  | 関連事業名・取組名                                                                                                                                                                                 | 左記概要                                           | 4年度の実績<br>(進捗状況等)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 4年度の実績<br>(実績値)                                                                                                                             | 現状と課題                                                                                                                                                                                       | 3年度から6年度の取り組み内容                                                                                                                                                                                        | 令和6年度目標値                                                                                                                        | 担当課                                                                                  |        |
|----------------------|-----|-----|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 62                   | 5   |     | 世代間交流など多様な体験活動の推進及び充実 | ①学校・家庭・地域連携推進事業<br>②放課後子ども教室<br>③児童通学合宿                                                                                                                                                   | 地域住民による学校支援とともに放課後の子どもたちの居場所づくりや体験活動を行う        | ①市内全校を対象に地域学校協働活動推進事業を実施し、 <b>15校</b> で活用された。<br>②放課後子ども教室を2小学校（小野部田小、小川小）で実施し、地域の大人との交流の機会を拡充した。<br>③ <b>新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。</b>                                                                                                                                                               | ①市内 <b>17校中15校</b> で実施<br>②放課後子ども教室参加児童<br>小野部田小（ <b>44人</b> ）<br>小川小（ <b>40人</b> ）                                                         | 学校や一部の住民だけでなく、地域縦ぐるみで活動を行うような体制作りが必要と考えられる。また、事業推進に地域の教育力向上は不可欠であり、地域が持つ能力をより有効に活用できるよう、協力者の育成、発掘に力を入れていく。また通学合宿では地域住民ボランティアの負担が大きくなり、継続が困難になりつつある。活動内容を精査し、地域住民ボランティアの負担を軽減し継続を図っていく必要がある。 | 文科省が進める教育制度改訂に併せ、 <b>令和4年度に宇城市全域で始まった国版コミュニティスクール</b> や、小中一貫教育推進事業とも連携をとって事業推進に努める。また、従来通り公民館講座等と連携し、学校や地域へ、事業についての周知を拡大する。通学合宿は感染予防を対策して、基本的な事業内容は現状を維持するが、活動内容が、参加者だけでなく地域にとっても魅力的なものとなるよう、検討を続けていく。 | ・地域学校協働活動実施17校<br>・放課後子ども教室2校<br>・体験活動3地区実施<br>（参加児童100人）<br>（感染予防のため定員）                                                        | 生涯学習課                                                                                |        |
|                      |     |     |                       | 子どもの楽校                                                                                                                                                                                    | 公民館・体育館施設で体験・講座を行う。                            | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため <b>未実施</b> 、規模を縮小して実施した。                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>未実施</b><br>3回実施した。申込者数は19人（定員20人）。                                                                                                       | 【松橋公民館】<br>一般ボランティアスタッフの確保。                                                                                                                                                                 | 【松橋公民館】<br>現状を維持する。                                                                                                                                                                                    | 参加者90名<br>ボランティア40名                                                                                                             | 文化スポーツ課                                                                              |        |
| 63                   | 1   |     | 宇城市立児童館（仮称）の新設        | 児童館は、児童福祉法第40条による児童福祉施設です。屋内型の児童厚生施設であり、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的としています。<br>既存施設を改修・利用し、乳幼児から高校生までの子どもたちが、遊びや学びの場として過ごせる居場所づくりに取り組みます。                                      | 宇城市こどもセンター新設事業                                 | <b>開設準備を進める中で、運営体制や改修工事の設計見直しが必要となり、当初は令和5年4月のオープンを予定していたが、最終的に令和5年7月18日開所となった。</b><br>組織体制は、機構改革により令和5年4月に児童福祉センター機能、子育て世代包括支援センター機能、少子化対策機能等を集約した、組織としての「こどもセンター」を不知火支所内に設置することとなった。<br>令和6年度施行の改正児童福祉法で国が求める、児童福祉部門と母子保健部門の一体的支援体制の強化を見据え、まずは妊産婦、こども、保護者を対象に各子育て地域資源との連携、充実に回り寄り添う支援を行えるようにする。 |                                                                                                                                             | 妊産婦や子育て世代、子ども達が安心して利用し、各種支援サービスの提供ができる施設となるよう、令和5年度の開所に向けて各事業を所管する関係部局と運営準備の協議を行っていく。                                                                                                       | 子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、既存施設を改修・利用し、乳幼児から高校生までの子どもたちが、遊びや学びの場として過ごせる居場所づくりに取り組みます。                                                                                                    | <b>利用状況を見ながら課題を抽出し、R6年度以降の事業展開を検討する。</b>                                                                                        | こどもセンター                                                                              |        |
|                      |     |     |                       |                                                                                                                                                                                           |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                 |                                                                                      |        |
| 63～64                | 2   |     | 放課後児童クラブ（学童保育所）事業の実施  | 放課後等に子どもが安心して過ごせる場として、放課後児童クラブ（学童保育所）事業を継続していきます。<br>また、保護者会や市直営で管理運営しているクラブについては、地元のNPOや社会福祉法人等への運営主体移行に努めていきます。<br>※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照                               |                                                | 16カ所の学童保育所を、保護者会運営9カ所、保育園運営5カ所、市営2カ所の運営形態で実施している。特に保護者会運営については日頃から、役員・指導員等と連携し、運営基準に関する条例等を基に適切な遊びや生活の指導及び安全確保等に努めた。                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                             | 運営基準が各学童によって様々なので、統一する必要がある。<br>また、利用児童増加により、施設の増築等が必要になる学童もある。                                                                                                                             | 施設の改修・増築等については、各学童と連絡を密に取り対応に努める。また、小学校内の空き教室等の活用を含め、教委委員会と協議していく。                                                                                                                                     |                                                                                                                                 | 子ども未来課                                                                               |        |
| 64                   | 3   |     | ニーズに応じた延長保育事業の実施      | 子育て家庭のニーズを把握し、保護者が安心して働けるよう、認可保育園全国での延長保育事業を継続していきます。<br>※第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照                                                                                           | 延長保育事業                                         | 就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。<br>こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てのできる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。                                                                                                                        | 就労支援の要である延長保育事業は、認可保育園すべての園で取組んでおり、今後も引き続き継続し、市民への周知を図る。                                                                                    | 宇城市管内保育所 <b>18園</b><br>認定こども園3園                                                                                                                                                             | 認可保育園のすべての園で延長保育事業を行っている。                                                                                                                                                                              | 決められた時間内にお迎えに来ていただくよう周知し、場合によっては延長保育の時間の変更も検討していく必要がある。                                                                         |                                                                                      | 子ども未来課 |
| 64                   | 4   |     | 子育てしやすい職場環境づくりの啓発     | 市内事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休業制度が利用しやすい環境づくりについて周知・啓発を行います。<br>また、職場の従業員に対しても、働く女性の妊娠中・出産後の健康管理、性別役割分担意識の解消、安心して育児休業制度を利用しやすい雰囲気づくり、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、働き方の見直しなど仕事と育児が両立できる職場環境づくりへの理解・協力を求めていきます。 | ・男女共同参画推進事業者等表彰<br>・出前講座<br>・DVD貸出事業           | 女性の能力活用・職場拡大など男女共同参画推進に積極的に取り組んだり、従業員などの仕事と家庭の両立を支援するなど、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む模範となる事業所や団体を男女共同参画推進事業者等として表彰。また、企業・事業所に向きワーク・ライフ・バランスや育児休業取得等の促進など職場環境改善の取組みの推進。                                                                                                                                       | 「男女共同参画推進事業者等」を広く呼び寄せて募集し、応募者については評価シートに基づいた審査を行った。 <b>審査の結果、優良推進事業者に該当したためパートナーシップ・フェスティバルで事業者表彰を行った。</b><br>男女共同参画推進を目的とした事業所向けの出前講座を行った。 | ・表彰事業所 <b>1社</b><br>・出前講座（事業所）<br>企業クラブ総会1回（ <b>19社</b> ）<br>企業クラブ研修会1回<br>企業クラブ加盟1社1回                                                                                                      | ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している企業が少なく、育児・介護休暇を取得できない状況にも繋がっている。男女共同参画の視点からも、仕事と家庭の両立支援の見直しなどの働き方改革で必要な環境・体制の整備を促進する必要がある。<br>（男女共同参画推進事業者等表彰の評価項目が被表彰者基準をクリアするよう促進する）                                          | 企業訪問や出前講座により働き方改革を啓発推進する。併せて、集合研修で懸念される感染症対策として、「人権・男女共同参画DVD貸出事業」で、ワーク・ライフ・バランスを広く周知し、職場環境改善の取組みを推進する。<br>更に、優良企業の取組など情報提供を行う。 | ・表彰事業所 1社/年<br>・出前講座（事業所）3社/年<br>・SNS等を活用した啓発活動<br>・オンラインセミナー<br>・県の企業トップセミナーへ事業所の参加 | 人権啓発課  |
| 64                   | 5   |     | 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実 | 出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。                                                                                                                                             | 多様な働き方を推進する企業誘致やテレワーク（在宅ワーク）の推進。ハローワーク求人情報の提供。 | 時短勤務や在宅での働き方を可能とする企業の誘致やテレワーク副業等の推進。ハローワーク求人情報の提供。「テレワークを活用した女性の新しい働き方に関する連携協定（H30.4）」を締結している㈱マミーコーと、在宅でのテレワーク副業での新しい仕事の仕方の講座実施（イラレ・フォトショ講座）                                                                                                                                                      | 1                                                                                                                                           | コロナ禍で在宅ワーク等が全国的に拡大も、未だ市内ではそのような多様な働き方に対応できている企業は限定的（社内業務のタスク管理やオンライン対応などの組織体制づくりが必要）                                                                                                        | テレワーク等の多様な働き方の拡充を図り、出産・育児後における再就職やテレワーク等での副業などを進める。                                                                                                                                                    |                                                                                                                                 | 地域振興課                                                                                |        |
| 65                   | 1   |     | 交通安全教育指導者の育成          | 地域の見守り活動の担い手となる住民を育成するため、交通安全教室の開催を推進します。                                                                                                                                                 |                                                | 交通安全教室の実施。交通指導員会議及び研修の開催                                                                                                                                                                                                                                                                          | 高齢者対象交通安全教室12回<br>交通指導員会議1回<br>交通指導員研修1回（内閣府主催 オンライン講習）                                                                                     | 年々交通事故件数は減少傾向にあるが、事故発生の高齢者が占める割合は増大。その一方、新型コロナウイルス感染症の影響で、開催件数は減少。                                                                                                                          | 街頭活動の中心となっている交通指導員の育成や地域の見守りボランティアとしても活躍頂いている老人クラブの方に交通安全リーダーとして活動していただくため、交通安全教室等を通して、地域の交通状況について理解を深めてもらう。                                                                                           | 新型コロナウイルス感染症感染拡大前のR1年度水準以上回復<br>高齢者対象交通安全教室12回<br>交通指導員会議2回<br>交通指導員研修1回                                                        | 市民課                                                                                  |        |
| 65                   | 2   |     | 防犯の推進体制の強化及び啓発促進      | 子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。                                                                                  |                                                | 宇城警察署、防犯協会と合同で自転車盗難防止のため放置自転車撤去作業を実施していたが、駅駐輪場改修工事等で改善が見られたため行う必要がなかった。<br><b>対面での青色防犯パトロール講習実施</b>                                                                                                                                                                                               | 放置整理区域内整理0回<br>青色防犯パトロール講習1回                                                                                                                | 毎年2回警察署と宇城地区防犯協会と連携して、松橋駅と小川駅の放置自転車の整理作業を実施していたが、松橋駅駐輪場改修工事等で改善が見られ、令和4年度は放置自転車の整理を行う必要がなかった。                                                                                               | 松橋・小川駅放置自転車整理。各種キャンペーンの実施。                                                                                                                                                                             | 状況が悪化した場合、年1、2回程度の撤去作業実施<br>青色パトロール講習会年2回                                                                                       | 市民課                                                                                  |        |
| 66                   | 3   |     | 通学路や公園等における防犯設備の整備    | 各関係機関等と協議の上、随時、防犯設備を設置します。                                                                                                                                                                | 行政区防犯灯設置補助金事業                                  | 行政区への防犯灯新設補助                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 危険箇所に対する防犯灯の行政区設置を補助。                                                                                                                       | <b>R4年度設置補助は24件</b>                                                                                                                                                                         | 宇城市内の防犯灯は、市管理が約2,600基、行政区管理が約4,000基あり電気料金の高騰等で維持管理費が増加。                                                                                                                                                | 市管理の防犯灯のLED化の推進。行政区の防犯灯設置補助。通学路等への防犯カメラ設置の拡充。                                                                                   | 防犯計画の策定及び推進。                                                                         | 市民課    |
| 66                   | 4   |     | 交通安全教育の実施             | 保育園・認定こども園等では、交通安全ルールの理解及び安全に行動できる習慣と態度を身に付けることを目標に、教室を開催します。<br>また、小・中学校では、歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用、自動車の特性に応じた安全な行動、交通事故防止と安全な生活について重点的に指導します。                                             |                                                | 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、幼稚園・保育園、小学校、高齢者等の交通安全教室の開催回数減少。                                                                                                                                                                                                                                                | 幼稚園・保育園対象交通安全教室26回開催。<br>小学生対象交通安全教室22回開催。                                                                                                  | 毎年、交通安全教室の開催依頼があり、子供たちの交通事故防止につなげることができた。                                                                                                                                                   | 交通安全教室の継続的な開催及び学習の中で、交通安全ルールについて知識の習得ができるよう支援。                                                                                                                                                         | 新型コロナウイルス感染症感染拡大前のR1年度水準回復<br>幼稚園・保育園対象交通安全教室34回<br>小学生対象交通安全教室36回                                                              | 市民課                                                                                  |        |
| 66                   | 5   |     | チャイルドシートの正しい使用の徹底     | 各種広報媒体や各種行事等を活用して、チャイルドシート着用の必要性について啓発に努めます。                                                                                                                                              |                                                | 春・秋の全国交通安全運動期間等に主要交差点での早朝街頭指導や防災行政無線等の広報活動で全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底をはじめ、交通安全意識の高揚に努めた。                                                                                                                                                                                                         | 交通安全運動期間街頭指導計14日間。広報誌2回掲載。                                                                                                                  | 宇城警察署や交通安全協会等の関係機関と、より連携を深め啓発に努めます。                                                                                                                                                         | 各種広報媒体や各種行事等を活用して、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性について啓発に努める。                                                                                                                                               | 推進は継続するが、基準データがないため、数値設定なし。                                                                                                     | 市民課                                                                                  |        |

| すこやか宇城っ子プラン<br>該当ページ | No. | 施策名                                    | 取組内容                                                                                                                                                                                    | 関連事業名・取組名                                                      | 左記概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 4年度の実績<br>(進捗状況等)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 4年度の実績<br>(実績値)                                                                                                                                                                            | 現状と課題                                                                               | 3年度から6年度の取り組み内容                                                                                                                                           | 令和6年度目標値               | 担当課   |
|----------------------|-----|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------|
| 66                   | 6   | 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備                  | 子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、歩道の整備や段差の解消、区画線、カラー舗装等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。                                                                                                           | ・防災・安全社会資本整備交付金<br>・道路交通安全施設等整備事業費補助<br>・通学路の危険箇所（緊急点検対策箇所）の解消 | 御船豊福線道路改良工事(歩道片側新設L=900m(W=2.5m))<br><del>向久原松橋線道路改良工事(歩道片側新設L=67m(W=2.6m))</del><br>権現前島線舗装工事（加-舗装L=370m）<br><del>南豊崎中通線舗装工事（加-舗装L=830m）</del><br>岡仲間島嶋2号線舗装工事（加-舗装L=335m）<br>上ノ原大野前田線改良工事（歩道片側新設L=106m(W=2.5m))<br><del>萩尾曲野線道路改良工事（歩道片側新設L=70m(W=2.6m))</del><br><del>東港塩原線舗装工事（加-舗装L=60m）</del><br>川尻・出村線道路改良工事（加-舗装L=1,000m、橋梁整備L=70m）<br><del>出店・馬立線舗装工事（加-舗装L=158m）</del><br>川尻踏切線舗装工事（加-舗装L=140m）<br>陣・森ノ木線舗装工事（加-舗装L=984m）<br>内田御船線舗装工事（カラー舗装L=718m）<br>南豊崎松橋線舗装工事（カラー舗装L=2.4km）<br>古保山当尾小学校線舗装工事（カラー舗装L=100m）<br>川尻・住吉線道路改良工事(水路蓋掛けL=100m)<br>打越喚崎線道路改良工事(歩道片側新設L=100m(W=2.5m)) | 御船豊福線 事業継続中<br><del>向久原松橋線 事業完了</del><br>権現前島線 事業完了<br><del>南豊崎中通線 事業完了</del><br>岡仲間島嶋2号線 事業完了<br>上ノ原大野前田線 事業継続中<br><del>萩尾曲野線 事業完了</del><br><del>東港塩原線 事業完了</del><br>川尻・出村線 事業継続中<br><del>出店・馬立線 事業完了</del><br>川尻踏切線 事業継続中<br>陣・森ノ木線 事業継続中<br>内田御船線 事業完了<br>南豊崎松橋線 事業継続中<br>古保山当尾小学校線 事業継続中<br>川尻・住吉線 事業継続中<br>打越喚崎線 事業完了 | 権現前島線 カラー舗装L=369.3m<br>岡仲間島嶋2号線 カラー舗装 L=335.5m<br>陣・森ノ木線 カラー舗装L=323m(L=60.9m)<br>内田御船線 カラー舗装L=718.2m<br>南豊崎松橋線 交差点カラー舗装 L=56.2m<br>川尻・住吉線 測量歩道詳細設計業務委託 L=90m<br>打越喚崎線 歩道片側新設L=100m(W=2.5m) | 現状：歩道整備は、限られた財源の中、交付金・起償等の各種財源により整備を行っている。<br><br>課題：交付金配分率の低下により、歩道整備の進捗が遅れている。    | ・引き続き関係機関と連携しながら、通学路の緊急点検を行い、危険箇所を解消していく。<br>→将来「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の特定道路の指定を目指す。<br>・現在は通学路を対象としているが、将来は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を意識した道路整備を目指す。 | ・その他、左記に掲げる路線の事業完了。    | 土木課   |
| 66                   | 7   | 犯罪等に関する情報提供の推進及び犯罪・事故等の被害から子どもを守る体制の確立 | 保護者に対する不審者や犯罪等に関する情報提供を強化し、迅速な連絡体制（ゆっぴー安心メール等）を整えます。<br>また、警察・小学校・保育園・認定こども園等と情報交換に努め、犯罪・事故等を未然に防止できる体制を確立します。                                                                          |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 熊本県警察本部からの情報は、随時、学校を通じて保護者へ情報提供した。また、宇城市での不審者情報等があった場合には、その地区だけでなく、宇城市の全小中学校へFAXで情報提供を行った。                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                            | 不審者や犯罪等に関する事案発生時には、迅速かつ的確な判断が求められる。そのため指導体制の基本マニュアルを作成し、共通理解を図り、共通対応ができるよう指導を行っている。 | 継続して取り組む                                                                                                                                                  |                        | 教育総務課 |
| 67                   | 8   | 安全な通学路の確保                              | 通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA・子ども見守りボランティア等による通学指導の充実を図ります。<br>また、PTA青色パトロール隊で公用車（パトロール車登録）を利用して各地区全域の巡回を実施します。<br>各地区においては、各団体等に、各下校時の通学路の見守りや子どもたちへの声かけ、不審者などの情報提供の徹底に努めます。 | 子ども見守りボランティア                                                   | 登下校時の見守り                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 〇子ども見守りボランティア登録数99人<br>登下校時の見守りにより事件や事故防止につながっていると考え。                                                                                                                                                                                                                                                                      | ・ボランティア数99人                                                                                                                                                                                | ・高齢者が多いため、随時募集を行う必要がある。<br>・現在までには、事件の報告はなく、市民も協力的である。                              | 感染予防を対策して現状を維持する。                                                                                                                                         | ・ボランティア数120人           | 生涯学習課 |
|                      |     |                                        |                                                                                                                                                                                         | 月例街頭指導及び青色パトロール                                                | 毎月定例の街頭指導と青少年教育担当指導員による青色巡回パトロール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 各町地区民会議指導部会員において毎月第3金曜及び県下一斉街頭舗道を実施（感染状況を考慮して、出来る範囲で合計5回実施。）。また、青少年担当指導員によって週2回の下校時の青色巡回パトロールを実施している。                                                                                                                                                                                                                      | 概ね月1回の活動                                                                                                                                                                                   | 補導件数は多くなく、夜間等の徘徊も少ない。活動の成果と考えられる。今後も引き続き、警察との連携を取り活動を行う。                            | 感染予防を対策して現状を維持する。                                                                                                                                         | 全地区毎月1回以上（感染状況を考慮して実施） | 生涯学習課 |
| 67                   | 9   | 地域ぐるみによる防犯活動の推進                        | 子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、「子どもかけこみ110番」の家の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。                                                         | 子どもかけこみ110番                                                    | 子どもの避難場所としてフラックを設置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 719カ所の家屋及び店舗に設置しており、270本のフラックの更新を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                      | フラック設置件数719カ所                                                                                                                                                                              | 現在までには、事件の報告はなく、市民も協力的である。                                                          | 感染予防を対策して現状を維持する。                                                                                                                                         | フラック設置件数850件           | 生涯学習課 |